

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（特定社員の持分の譲渡）

第二十九条（略）

2 特定社員は、その特定持分の全部又は一部を特定社員以外の者に譲渡する場合には、あらかじめ社員総会の承認を受けなければならない。

3～7（略）

（社員総会の招集の通知等）

第五十二条 第一種特定目的会社の社員総会又は第二種特定目的会社の無議決権事項のみを会議の目的とする社員総会を招集するには、その会日の一週間前に、各特定社員に対して、招集の通知を発しなければならない。ただし、この期間は、定款をもって短縮することができる。

2（略）

（利益の配当）

第一百一条 利益の配当は、貸借対照表上の純資産の額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額を限度として、これを行うことができる。

一 資本の総額

二 第三十四条第二項の規定により取得して有する特定持分について貸借対照表の資産の部に計上した金額

三 資産につき時価を付すものとした場合（前条第二項において準用する商法第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び第二項（これらの規定を前条第二項において準用する同法第二百八十五条ノ五第二項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。）の場合を除く。）において、その付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産の額

2・3（略）

（中間配当）

第一百一条 営業年度を一年とする特定目的会社については、定款をもって、一営業年度につき一回に限り営業年度中の一定の日を定めその日における社員に対し取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により金銭の分配を行うことができる旨を定めることができる。

2～7（略）

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

第三百六十五条 記名ノ社債ヲ以テ質權ノ目的ト為シタルトキハ社債ノ讓渡ニ関スル規定ニ從ヒ会社ノ帳簿ニ質權ノ設定ヲ記入スルニ非サレハ之ヲ以テ会社其他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（抄）

第二百一十六条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百七條第二項、第二百三十七條第二項、第二百四十五條ノ三第三項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ八第二項及ビ第二百八十二條第三項、基準用規定、同法第五百二十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一条第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條ノ四第四項、第二百八十条ノ八第一項、第二百九十一条第二項、第二百九十三條ノ八第一項及ビ第二百九十四條、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八條第一項但書、第十二條ノ二第一項、第二十八條ノ二第一項、第四十四條ノ三第一項、第四十五條及ビ第五十二條ノ三第一項並ニ株券等ノ保管及ビ振替ニ関スル法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二條第七項ニ定メタル事件ハ会社（親会社）（商法第二百一十一條ノ二第一項（有限会社法第二十四條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百一十一條ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社）ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

（略）

第二百一十一條 商法第五百二十三條第二項ノ規定ニ依リ検査ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ検査ヲ要スル事由、同法第二百三十七條第二項ノ規定ニ依リ總會招集ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ取締役力其招集ヲ怠リシ事實ヲ疏明スルコトヲ要ス

前項ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百一十二條 前條ノ規定ニ依ル申請ニ付テハ裁判所ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ裁判ヲ為スヘシ

申請ヲ認許スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二百一十二條ノ五 商法第七十条ノ二第一項但書（同法第四百七十七條及ビ第二百七十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ業務代行者又ハ職務代行者之ヲ為スヘシ

申請ヲ認許スル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得抗告ノ期間ハ業務代行者又ハ職務代行者力裁判ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ起算ス

前項ノ抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

第二百一十二條ノ六 商法第二百四十五條ノ三第三項（同法第三百四十九條第二項、第三百五十五條第二項（同法第三百七十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十八條第七項、第四百八條ノ三第二項及ビ第四百十三條ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含

△)ノ規定ニ依ル申請ニ対スル審問八同法第二百四十五条ノ三第三項ノ期間ヲ経過シタル後ニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ
裁判所八裁判ヲ為ス前取締役及ヒ申請ヲ為シタル株主ノ陳述ヲ聴クベシ

第二百二十九条第一項、第二百二十九条ノ四、前条第三項及ヒ第三百三十二条ノ二第三項ノ規定八第一項ノ申請ニ対スル裁判ニ付キ之ヲ準
用ス

第三百三十二条ノ二 商法第二百八十条ノ十八第二項ノ規定ニ依ル申請八新株発行ヲ無効トスル判決力確定シタル日ヨリ六个月内ニ之ヲ
為スコトヲ要ス

審問八前項ノ期間ヲ経過シタル後ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス
数個ノ申請事件力同時ニ繫属スルトキハ審問及ヒ裁判八併合シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ申請アリタルトキハ裁判所八遅滞ナク其旨ヲ公告スルコトヲ要ス

前項ノ公告八登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第三百三十二条ノ三 前条第一項ノ申請ニ対スル裁判八総株主ニ対シ其効力ヲ有ス

第二百二十九条第一項、第二百二十九条ノ二、第二百二十九条ノ四及ヒ第三百三十二条ノ五第三項ノ規定八前項ノ裁判ニ付キ之ヲ準用ス
第三百二十四条 第二百二十九条第一項ノ規定八商法第五十八条第一項ノ規定ニ依ル裁判ニ之ヲ準用ス

裁判所八裁判ヲ為ス前利害關係人ノ陳述ヲ聴キ法務大臣ノ意見ヲ求ムヘシ

法務大臣八裁判所力審問ヲ為ス場合ニ於テハ之ニ立会フコトヲ得
事件及ヒ審問期日ハ法務大臣ニ之ヲ通知スベシ

第十五条ノ規定八第一項ノ事件ニハ之ヲ適用セズ

第三百二十四条ノ二 会社、利害關係人及ヒ法務大臣八前条ノ決定ニ対シテ即時抗告ヲ為スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

第三百二十四条ノ三 第三百三十二条ノ二第四項及ヒ第五項ノ規定八商法第五十八条第一項ノ規定ニ依ル解散命令ノ申請アリタル場合ニ之
ヲ準用ス

第三百二十四条ノ四 第十六条ニ規定スル者ハ其職務上商法第五十八条第一項ノ請求又ハ警告ヲ為スベキ事由アルコトヲ知りタルトキハ
之ヲ法務大臣ニ通知スベシ

第三百三十五条 会社ノ解散ヲ命スル裁判力確定シタルトキハ裁判所八解散シタル会社ノ本店及ヒ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ノ囑託
ヲ為スヘシ

第三百三十五条ノ二 第七十一条ノ四、第七十一条ノ五、第二百二十九条ノ三及ヒ第二百二十九条ノ四ノ規定八商法第五十八条第二項ノ規定
ニ依リ管理人ノ選任其他会社財産ノ保全ニ必要ナル処分ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第七十一条ノ六ノ規定八前項ノ管理人ニ之ヲ準用ス

第三百三十五条ノ三 裁判所八其選任シタル管理人ニ財産ノ状況ヲ報告シ且管理ノ計算ヲ為スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得此裁判ニ対シテハ
不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

利害關係人八前項ノ報告及ヒ計算ニ関スル書類ノ閲覽ヲ申請シ又ハ手数料ヲ納付シテ其謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
法務大臣八前項ノ書類ヲ閲覽スルコトヲ得

第二百二十五条ノ四 裁判所力商法第五十八条第二項ノ規定ニ依リ職權ヲ以テ裁判ヲ為シ又ハ申請ニ相当スル裁判ヲ為シタル場合ニ於テハ裁判前ノ手續及ヒ裁判ノ告知ノ費用ハ会社ノ負担トス裁判所ノ命シタル処分ニ付キ必要ナル費用亦同シ

裁判所力抗告人ノ申立ニ相当スル裁判ヲ為シタル場合ニ於テハ抗告手續ノ費用及ヒ抗告人ノ負担ニ歸シタル前審ノ費用ハ会社ノ負担トス

第二百二十五条ノ五 民事訴訟法第七十五条第五項及ビ第七項並ニ第七十六条乃至第八十条ノ規定ハ商法第五十九条ノ規定ニ依リテ供ス

ヘキ担保ニ之ヲ準用ス

第二百二十五条ノ六 会社ノ設立ヲ無効トスル判決力確定シタルトキハ受訴裁判所ハ会社ノ本店及ヒ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ノ囑託ヲ為スヘシ

第二百二十五条ノ七 前条ノ規定ハ会社ノ株式交換、株式移転又ハ合併ヲ無効トスル判決力確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十五条ノ八 第二百二十九条第一項、第二百二十九条ノ四及ヒ第三百二十二条ノ五第三項ノ規定ハ商法第一百一十一条第三項（同法第四百七十七条及ヒ第四百十五條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ裁判ニ付キ之ヲ準用ス

第二百二十五条ノ十五 商法第三百九条ノ三、第三百九条ノ四、第三百一十二条第三項、第三百一十三条、第三百一十四条第一項及ビ第三項、

第二百十九條、第二百二十條第四項、第三百二十五條、第三百二十六條第一項並ニ第三百七十六條第三項及ビ其準用規定ニ定メタル事件ハ社債ヲ發行シタル会社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第二百二十五条ノ十六 商法第三百九条ノ四ノ規定ニ依リ選任、同法第三百一十二条第三項ノ規定ニ依リ許可、同法第三百一十三条ノ規定ニ依リ解任、同法第三百一十四条第一項ノ規定ニ依リ許可又ハ同条第三項ノ規定ニ依リ選任ノ申請ニ付テハ裁判所ハ利害關係人ノ陳述ヲ

聽キ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ裁判ヲ為スヘシ

申請ヲ認許スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

申請ヲ認許セサル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第二百二十五条ノ十八 第二百一十一条及ヒ第三百二十二条ノ規定ハ商法第三百九条ノ三ノ規定ニ依リ許可又ハ同法第三百二十条第四項ノ規定ニ依リ許可ノ申請ニ付キ之ヲ準用ス

第二百二十五条ノ十九 商法第三百二十五条ノ規定ニ依リ決議ノ認可ヲ申請スル場合ニ於テハ議事録ヲ提出スルコトヲ要ス

第二百二十九条ノ四、第三百二十二条ノ五第三項及ヒ第三百三十五条ノ十六第一項ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十五条ノ二十 商法第三百三十六條第一項ノ規定ニ依リ許可ノ申請ハ社債管理會社、代表者又ハ執行者之ヲ為スヘシ

前条第二項ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十五条ノ二十三 第十五条ノ規定ハ本章ノ手續ニハ之ヲ適用セス

第二百二十六条 合名会社、合資会社、株式会社及ヒ有限会社ノ清算ニ関スル事件ハ会社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス銀行又ハ

無尽業ヲ営ム会社ノ清算ノ監督亦同シ

第二百二十六条ノ二 第二百二十五条ノ二十五ノ規定ハ会社ノ清算ニ之ヲ準用ス

第二百二十七条 清算人ノ選任又ハ解任ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス裁判所力銀行又ハ無尽業ヲ営ム会社ノ清算ノ監督ニ付キ為シタル命令ニ對シ亦同シ

第二百二十七条ノ二 第二百二十二条ノ四及ヒ第二百二十二条ノ五ノ規定ハ株式会社及ヒ有限会社ノ清算人ニ同条ノ規定ハ合名会社及ヒ合資会社ノ清算人ニ之ヲ準用ス

第二百二十八条 左ニ掲ケタル者ハ清算人トシテ之ヲ選任スルコトヲ得ス

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及ヒ準禁治産者
- 三 剥奪公権者及ヒ停止公権者
- 四 裁判所ニ於テ解任セラレタル清算人
- 五 破産者

第二百二十八条ノ三 第二百二十九条ノ三及ヒ第二百二十九条ノ四ノ規定ハ裁判所力清算人又ハ前条ノ規定ニ依リ検査ヲ為スヘキ者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十八条ノ四 裁判所力商法第二百二十五条第四項又ハ其準用規定ニ依リ鑑定人ノ選任ヲ為シタル場合ニ於テハ其手続ノ費用ハ会社ノ負担トス呼出及ヒ訊問ノ費用亦同シ

第二百二十八条ノ五 第八十八条及ヒ第八十九条ノ規定ハ前条ノ鑑定人ノ選任ノ手続及ヒ裁判ニ之ヲ準用ス

第二百二十八条ノ六 第二百二十二条第一項及ヒ第二百二十二条ノ二第一項ノ規定ハ商法第四百二十三条第二項又ハ其準用規定ニ依リ許可ノ申請ニ付キ之ヲ準用ス

第二百二十八条ノ七 商法第四百二十九条又ハ其準用規定ニ依リ保存者ノ選任ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス
裁判所力前項ノ選任ヲ為シタル場合ニ於テハ其手続ノ費用ハ会社ノ負担トス

第二百二十八条ノ八 債権者集会ハ裁判所之ヲ指揮ス

第二百三十一条及ヒ第二百二十二条ノ規定ハ商法第四百三十九条第三項ノ規定ニ依リ許可ノ申請ニ付キ之ヲ準用ス
債権者集会ヲ招集セントスルトキハ招集者ハ予メ其期日及ヒ会議ノ目的タル事項ヲ裁判所ニ届出ツルコトヲ要ス

第二百二十八条ノ九 商法第四百四十一条第二項ノ規定ニ依リ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二百二十八条ノ十 商法第四百四十四条第三項及ヒ同法第四百五十条第二項（同法第四百五十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ認可ノ申請ハ債権者集会ノ招集者之ヲ為スコトヲ要ス

第二百三十五条ノ十九ノ規定ハ前項ノ申請ニ付キ之ヲ準用ス

第二百二十八条ノ十一 第二百三十三条ノ二第四項及ヒ第五項ノ規定ハ商法第四百五十条第二項（同法第四百五十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ認可ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十八条ノ十二 第二百二十二条ノ五第二項及ヒ第三項ノ規定ハ商法第四百四十五条第二項ノ規定ニ依リ許可ノ裁判ニ付キ之ヲ準用ス

第二百二十八条ノ十三 商法第四百五十五条ノ規定ニ依リ破産ノ宣告アリタルトキハ破産法第一編ノ規定ノ適用ニ付テハ特別清算開始ノ命令ハ其前ニ支払ノ停止又ハ破産ノ申立ナキトキハ之ヲ支払ノ停止又ハ破産ノ申立ト看做シ特別清算ノ為メニ生シタル債権及ヒ特別清算ノ手続ノ費用ハ之ヲ財団債権トス

第三百二十八条ノ十四 第三百二十五条ノ六十四ノ規定ハ特別清算ノ場合ニ於ケル監査委員及ヒ清算人ニ付キ之ヲ準用ス

第三百二十八条ノ十五 第三百二十五条ノ二十六乃至第三百三十五条ノ三十七、第三百三十五条ノ三十八第二項、第三百三十五条ノ四十、第三百三十五条ノ四十一、第三百三十五条ノ四十八乃至第三百三十五条ノ五十二、第三百三十五条ノ五十五乃至第三百三十五条ノ五十八、第三百三十五条ノ六十及ヒ第三百三十五条ノ六十一ノ規定ハ特別清算ニ関スル事件ニ之ヲ準用ス

第三百二十九条 左ニ掲ゲタル場合ニ於テハ裁判所ハ会社ノ本店及ヒ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ヲ囑託スルコトヲ要ス

一 会社ノ清算人ノ解任ノ裁判アリタルトキ

二 合名会社 合資会社又ハ有限会社ノ設立ノ判決ガ確定シタルトキ

三 合名会社又ハ合資会社ノ社員ノ除名又ハ業務執行權若クハ代表權ノ喪失ノ判決ガ確定シタルトキ

四 株式会社ノ取締役、監査役 代表取締役若クハ清算人又ハ有限会社ノ取締役、監査役若クハ清算人ノ職務ヲ一時行フベキ者ヲ選任シタルトキ

五 株式会社又ハ有限会社ノ取締役又ハ監査役ノ解任ノ判決ガ確定シタルトキ

六 株式会社ノ創立總會若クハ株主總會又ハ有限会社ノ社員總會ノ決議シタル事項ノ登記アリタル場合ニ於テ決議不存在確認 決議無効確認又ハ決議取消ノ判決ガ確定シタルトキ

七 株式会社ノ新株発行又ハ資本減少ノ無効ノ判決ガ確定シタルトキ

八 有限会社ノ資本増加又ハ資本減少ノ無効ノ判決ガ確定シタルトキ

第四百十条 本法ノ規定ニ依リ裁判所ガ登記ヲ囑託スルトキハ囑託書ニ裁判ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）（抄）

第一百十条ノ五 信託ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ申請書ニ添附スルコトヲ要ス

一 委託者、受託者、受益者及ヒ信託管理人ノ氏名、住所法人ニ在リテハ其名称及ヒ事務所

二 信託ノ目的

三 信託財産ノ管理方法

四 信託終了ノ事由

五 其他信託ノ条項

（略）

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第五十八条 裁判所八左ノ場合ニ於テ公益ヲ維持スル為会社ノ存立ヲ許スベカラザルモノト認ムルトキハ法務大臣又ハ株主、債権者其ノ他ノ利害關係人ノ請求ニ依リ会社ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

一 会社ノ設立ガ不法ノ目的ヲ以テ為サレタルトキ

二 会社ガ正当ノ事由ナクシテ其ノ成立後一年内ニ開業ヲ為サズ又ハ一年以上營業ヲ休止シタルトキ

三 会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役ガ法務大臣ヨリ書面ニ依ル警告ヲ受ケタルニ拘ラズ法令若ハ定款ニ定ムル会社ノ権限ヲ踰越シ若ハ濫用スル行為又ハ刑罰法令ニ違反スル行為ヲ繼續又ハ反覆シタルトキ

前項ノ請求アリタル場合ニ於テハ裁判所ハ解散ノ命令前ト雖モ法務大臣若ハ株主、債権者其ノ他ノ利害關係人ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ管理人ノ選任其ノ他会社財産ノ保全ニ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

第五十九条 株主、債権者其ノ他ノ利害關係人ガ前条第一項ノ請求ヲ為シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ前条第一項ノ請求ガ善意ニ出テタルモノナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス

第八十八条 第八十六条ノ訴ハ本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第一百条 会社ハ合併ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債権者ニ対シ合併ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ス

債権者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ合併ヲ承認シタルモノト看做ス

債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ又ハ其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託会社ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス但シ合併ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一百五条 前条第一項ノ訴ハ合併ノ日ヨリ六月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

口頭弁論ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ス
数個ノ訴ガ同時ニ繫属スルトキハ弁論及裁判ハ併合シテ之ヲ為スコトヲ要ス

訴ノ提起アリタルトキハ会社ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第一百六条 債権者ガ第一百四十一条ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得
会社ガ前項ノ請求ヲ為スニハ同項ノ訴ノ提起ガ善意ニ出テタルモノナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス

第一百九条 合併ヲ無効トスル判決ハ第三者ニ対シテモ其ノ効力ヲ有ス

原告ガ敗訴シタル場合ニ於テ善意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第一百七十八条 前条第一項ノ払込ヲ取扱フ銀行若ハ信託会社ヲ變更シ又ハ払込金ノ保管替ヲ為スニハ裁判所ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第一百八十九条 払込ヲ取扱ヒタル銀行又ハ信託会社ハ発起人又ハ取締役ノ請求ニ依リ払込金ノ保管ニ關シ証明ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ銀行又ハ信託会社ハ其ノ証明シタル払込金額ニ付払込ナカリシコト又ハ其ノ返還ニ關スル制限ヲ以テ会社ニ對抗スルコトヲ得ズ

第一百二十二条 (略)

額面株式ノ発行価額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ス

第二百三條 (略)

株式方数人ノ共有ニ属スルトキハ共有者八株主ノ權利ヲ行使スベキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス

株主ノ權利ヲ行使スベキ者ナキトキハ共有者ニ対スル会社ノ通知又ハ催告ハ其ノ一人ニ対シテ之ヲ為スヲ以テ足ル

第二百六條 株式ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ会社ニ對抗スルコトヲ得ズ

会社ハ定款ヲ以テ名義書換代理人ヲ置ク旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ名義書換代理人ガ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ノ複本

ニ記載シタルトキハ前項ノ名義書換アリタルモノト看做ス

会社ハ株券ヲ登録スル為定款ヲ以テ登録機關ヲ置ク旨ヲ定ムルコトヲ得

第二百七條 株式ヲ以テ質權ノ目的ト為スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス

質權者ハ繼續シテ株券ヲ占有スルニ非ザレバ其ノ質權ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二百八條 株式ノ消却、併合、分割、転換又ハ買取アリタルトキハ從前ノ株式ヲ目的トスル質權ハ消却、併合、分割、転換又ハ買取

ニ因リテ株主ガ受クベキ金錢又ハ株式ノ上ニ存在ス

第二百九條 株式ヲ以テ質權ノ目的ト為シタル場合ニ於テ会社ガ質權設定者ノ請求ニ依リ質權者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其

ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキハ質權者ハ会社ヨリ利益若ハ利息ノ配當、残余財産ノ分配又ハ前條ノ金錢ノ支払ヲ受ケ他ノ債權者ニ

先チテ自己ノ債權ノ弁済ニ充ツルコトヲ得

民法第三百六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(略)

第二百十四條 最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ発行済株式ノ総数ヲ以テ除シタル額ガ五万円ニ滿タザルトキハ会社

ハ其ノ額ヲ五万円以上トスル為第三百四十三條ニ定ムル決議ヲ以テ株式ノ併合ヲ為スコトヲ得

第二百十五條 株式ノ併合ヲ為サントスルトキハ会社ハ其ノ旨、一定ノ期間内ニ株券及端株券ヲ会社ニ提出スベキ旨並ニ前條第二項ノ

規定ニ依リ定アルトキハ其ノ内容ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質權者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一

月ヲ下ルコトヲ得ズ

株式ノ併合ハ前項ノ期間滿了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ

前條第二項ノ規定ニ依リ定アルトキハ併合ニ適スル株式ノ数ヲ記載アル株券ハ併合後ノ株式ノ数ヲ記載シタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ同項ノ株券ヲ所持スル者ガ之ヲ提出シテ新ナル株券ヲ交付ヲ請求スルコトヲ妨ゲズ

第二百十六條 株式ノ併合アリタル場合ニ於テ旧株券又ハ旧端株券ヲ提出スルコト能ハザル者アルトキハ会社ハ其ノ者ノ請求ニ依リ利

害關係人ニ対シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ其ノ期間經過後ニ於テ新株券又ハ新端株券ヲ交付スルコトヲ得但

シ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ公告ノ費用ハ之ヲ請求者ノ負担トス

第二百十七條 株式ノ併合ニ因リ一株ニ滿タザル端数ヲ生スルトキハ其ノ部分ニ付新ニ発行シタル株式ヲ競売シ且其ノ端数ニ応ジテ其

ノ代金ヲ從前ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス但シ第二百三十條ノ二第一項ノ規定ニ依リ端株原簿ニ記載スベキ端株ノ部分ニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

会社八前項ノ競売ニ代ヘ取引所ノ相場アル株式八其ノ相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場ナキ株式八裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ株券又ハ端株券ヲ提出スルコト能ハザル者アルトキハ会社八其ノ者ノ請求ニ依リ利害關係人ニ対シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ其ノ期間經過後ニ於テ同項ノ代金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前条第一項但書及第二項ノ規定ヲ準用ス

端株券ニ付第二百十五條第一項ノ規定ニ依ル提出ナキトキハ其ノ端株ノ部分ニ付新ニ発行シタル株式ヲ競売シ且其ノ端株ニ応ジテ其ノ代金ヲ從前ノ端株主ニ交付スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第二百二十四條 会社ノ株主ニ対スル通知又ハ催告ハ株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者ガ会社ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ株式申込人、株式引受人、又ハ質権者ニ対スル通知又ハ催告ニ之ヲ準用ス

第二百二十四條ノ二 前条第一項ノ住所ニ宛テテ發シタル通知及催告ガ繼續シテ五年間到達セザリシトキハ会社ノ株主ニ対スル通知及催告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ株主ニ対スル会社ノ義務ノ履行ノ場所ハ会社ノ本店トス

前二項ノ規定ハ質権者ニ之ヲ準用ス

第二百二十四條ノ三 会社ハ議決權ヲ行使シ又ハ配當ヲ受クベキ者其ノ他株主又ハ質権者トシテ權利ヲ行使スベキ者ヲ定ムル為一定期間株主名簿ノ記載ノ變更ヲ為サズ又ハ一定ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載アル株主若ハ質権者ヲ以テ其ノ權利ヲ行使スベキ株主若ハ質権者ト看做スコトヲ得

前項ノ期間ハ三月ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ日ハ株主又ハ質権者トシテ權利ヲ行使スベキ日ノ前三月内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ要ス

会社八第一項ノ期間又ハ日ヲ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス但シ定款ヲ以テ其ノ期間又ハ日ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百二十六條ノ二 株主八定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外株券ノ所持ヲ欲セザル旨ヲ会社ニ申出ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テ既ニ發行セラレタル株券アルトキハ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ申出アリタルトキハ会社ハ遲滞ナク株券ヲ發行セザル旨ヲ株主名簿ニ記載シ又ハ株券ヲ銀行若ハ信託会社ニ寄託シ且其ノ記載又ハ寄託ヲ為シタル旨ヲ株主ニ通知スルコトヲ要ス

会社ガ前項ノ規定ニ依ル記載ヲ為シタルトキハ株券ノ發行ハ之ヲ為スコトヲ得且第一項後段ノ規定ニ依リ会社ニ提出セラレタル株券ハ之ヲ無効トス

第一項ノ申出ヲ為シタル株主ハ何時ニテモ株券ノ發行又ハ返還ヲ請求スルコトヲ得但シ株券返還ノ請求ハ会社ニ対シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ依ル株券ノ寄託ニ要スル費用ハ会社ノ負担トス但シ株券返還ノ請求アリタルトキハ会社ハ株主ニ対シ前項ノ規定ニ依

ル株券発行ノ場合ニ於テ株主ガ負担スベキ費用ニ相当スル額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第二百三十条ノ三 端株原簿ニ記載アル端株主ハ会社ニ対シ端株券ノ発行ヲ請求スルコトヲ得但シ第二百三十条ノ八ノ二第一項ノ規定

ニ依ル定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

端株券ハ無記名式トス

端株券ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一 第二百二十五条第一号、第二号、第四号及第六号乃至第八号ニ掲グル事項

二 端株ノ一株ニ対スル割合

三 端株券ノ発行ノ年月日

端株券ヲ発行シタルトキハ端株原簿ニハ其ノ額面無額面ノ別 種類、一株ニ対スル割合、番号及発行ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百五条、第二百二十九条及第二百三十条ノ規定ハ端株券ニ之ヲ準用ス

第二百三十条ノ七 会社ハ端株主トシテ権利ヲ行使スベキ者ヲ定ムル為一定ノ日ニ於テ端株原簿ニ記載アル端株主ヲ以テ其ノ権利ヲ行

使スベキ端株主ト看做スコトヲ得

第二百二十四条ノ三第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ日ニ之ヲ準用ス

端株券ヲ有スル者ハ端株券ヲ会社ニ供託スルニ非ザレバ端株主ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ズ

第二百三十条ノ八 端株原簿ニ記載アル端株主ハ其ノ端株ト併セテ一株トナルベキ端株原簿ニ記載スベキ端株ヲ取得シタル時又ハ其ノ

端株ト併セテ一株トナルベキ端株券ヲ会社ニ提出シタル時ニ株主トナル

端株券ヲ有スル者ハ併セテ一株トナルベキ端株券ヲ会社ニ提出シタル時ニ株主トナル

第二百四十一条ノ六ノ規定ハ同条第一項ニ定ムル期間内又ハ同条第二項ニ定ムル日後ニ前二項ノ規定ニ依リ株主トナリタル株主ニ

之ヲ準用ス

第二百三十条ノ八ノ二 会社ハ定款ヲ以テ端株券ヲ発行セザル旨ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル定アル場合ニ於テハ端株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル端株ヲ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

取引所ノ相場アル株式ニ係ル端株ニ付前項ノ請求アリタルトキハ其ノ株式一株ノ請求ノ日ノ最終ノ相場ニ相当スル額ニ其ノ端株ノ一

株ニ対スル割合ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格トス

第二百四条ノ四第一項及第二項ノ規定ハ取引所ノ相場ナキ株式ニ係ル端株ニ付第二項ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

前項ニ於テ準用スル第二百四条ノ四第一項ノ期間内ニ同項ノ決定ノ請求ナキトキハ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額

ヲ発行済株式ノ総数ヲ以テ除シタル額ニ前項ノ端株ノ一株ニ対スル割合ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格トス

第二百四条ノ四第四項ノ規定ハ第二項ノ請求アリタル場合ノ端株ノ移転ニ之ヲ準用ス

第二百三十条ノ九 発行済株式ノ総数ノ百分ノ一、百分ノ三又八十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ノ権利ノ行使ニ付テノ規定ノ適

用及株主總會ノ決議ニ付テハ端株ノ合計数ニ相当スル株式ノ数ハ発行済株式ノ総数ニ之ヲ算入セズ第三百五十八条第八項及第四百十

三条ノ三第八項ノ規定ノ適用ニ付亦同シ

第二百三十七条ノ三 取締役及監査役ハ總會ニ於テ株主ノ求メタル事項ニ付説明ヲ為スコトヲ要ス但シ其ノ事項ガ會議ノ目的タル事項

二関セザルトキ、説明ヲ為スコトニ因リ株主共同ノ利益ヲ著シク害スルトキ、説明ヲ為スニ付調査ヲ要スルトキ其ノ他ノ正当ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

株主ガ会日ヨリ相当ノ期間前ニ書面ニ依リ總會ニ於テ説明ヲ求ムベキ事項ヲ通知シタルトキハ取締役及監査役ハ調査ヲ要スルコトヲ理由トシテ説明ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百三十九条 (略)

(略)

前項ノ代理権ノ授与ハ總會毎ニ之ヲ為スコトヲ要ス

会社ハ株主ガ二人以上ノ代理人ヲ總會ニ出席セシムルコトヲ拒ムコトヲ得

・ (略)

第二百三十九条ノ二 株主ハ二個以上ノ議決権ヲ有スルトキハ之ヲ統一セズシテ行使スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ会日ヨリ三日前ニ

会社ニ対シ書面ヲ以テ其ノ旨及理由ヲ通知スルコトヲ要ス

株主ガ株式ノ信託ヲ引受ケタルコト其ノ他他人ノ為ニ株式ヲ有スルコトヲ理由トセザルトキハ会社ハ株主ガ議決権ヲ統一セズシテ行使スルコトヲ拒ムコトヲ得

第二百四十三条 總會ニ於テハ延期又ハ続行ノ議決ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百三十一條ノ規定ヲ適用セズ

第二百四十五条ノ三 前條ノ請求ハ議決ノ日ヨリ二十日以内ニ株式ノ額面無額面ノ別、種類及數ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

株式ノ價格ノ決定ニ付株主ト会社トノ間ニ協議調ヒタルトキハ会社ハ議決ノ日ヨリ九十日以内ニ其ノ支払ヲ為スコトヲ要ス
議決ノ日ヨリ六十日以内ニ協議調ヒタルトキハ株主ハ其ノ期間經過後三十日以内ニ裁判所ニ對シ價格ノ決定ヲ請求スルコトヲ得

会社ハ裁判所ノ決定スル價格ニ對スル第二項ノ期間經過後ノ法定利息ヲモ支払フコトヲ要ス

株式ノ代金ノ支払ハ株券ト引換ニ之ヲ為スコトヲ要ス株式ノ移転ハ代金ノ支払ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ

第二百四十五条ノ四 第二百四十五条ノ二ニ規定スル株主ノ請求ハ会社ガ第二百四十五条第一項ニ掲グル行為ヲ中止シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ株主ガ前條第三項ノ期間内ニ同項ノ請求ヲ為ザルトキ亦同シ

第二百四十七条 (略)

第八十八条、第二百五条第三項第四項及第九十九条ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二百四十八条 議決取消ノ訴ハ議決ノ日ヨリ三月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

口頭弁論ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ズ

第二百四十九条 株主ガ議決取消ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得但シ其ノ株主ガ取締役又ハ監査役ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一百六条第二項ノ規定ハ前項ノ請求ニ之ヲ準用ス

第二百五十条 議決シタル事項ノ登記アリタル場合ニ於テ議決取消ノ判決ガ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第二百六十六条 (略)

(略)

第一項ノ取締役ノ責任ハ総株主ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得ズ

(略)

第二百六十六条ノ三 取締役ガ其ノ職務ヲ行フニ付悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ取締役ハ第三者ニ対シテモ亦連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

取締役ガ株式申込証

新株引受権証書 社債申込証 目論見書若ハ第二百八十一条第一項ノ書類ニ記載スベキ重要ナル事項ニ付虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ虚偽ノ登記若ハ公告ヲ為シタルトキ亦前項ニ同ジ但シ取締役ガ其ノ記載 登記又ハ公告ヲ為スニ付注意ヲ怠ラザリ

シコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百六十六条第二項及第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百六十七条 六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主ハ会社ニ対シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得

会社ガ前項ノ請求アリタル日ヨリ三十日内ニ訴ヲ提起セザルトキハ前項ノ株主ハ会社ノ為訴ヲ提起スルコトヲ得

前項ニ定ムル期間ノ経過ニ因リテ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テ前二項ノ規定ニ拘ラズ第一項ノ株主ハ直

ニ前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス

株主ガ第二項又ハ第三項ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ被告ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二百六十六条第二項ノ規定ハ前項ノ請求ニ之ヲ準用ス

第二百六十八条 取締役ノ責任ヲ追及スル訴ハ本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ専属ス

株主又ハ会社ハ前項ノ訴訟ニ参加スルコトヲ得但シ不当ニ訴訟ヲ遅延セシメ又ハ裁判所ノ負担ヲ著シク大ナラシムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前条第二項ノ訴ヲ提起シタル株主ハ訴ノ提起アリタル後遅滞ナク会社ニ対シ其ノ訴訟ノ告知ヲ為スコトヲ要ス

第二百六十八条ノ二 第二百六十七条第二項又ハ第三項ノ訴ヲ提起シタル株主ガ勝訴シタル場合ニ於テ其ノ訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノヲ支出シタルトキ又ハ弁護士ニ報酬ヲ支払フベキトキハ株主ハ会社ニ対シ其ノ費用ノ額ノ範囲内

又ハ其ノ報酬額ノ範囲内ニ於テ相当ナル額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

株主ガ敗訴シタル場合ニ於テハ悪意アリタルトキニ非ザレバ会社ニ対シ損害賠償ノ責ニ任ゼズ

前二項ノ規定ハ前条第二項ノ規定ニ依リテ訴訟ニ参加シタル株主ニ之ヲ準用ス

第二百六十八条ノ三 第二百六十八条第一項ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ原告及被告ノ共謀ニ因リ訴訟ノ目的タル会社ノ権利ヲ詐害スル目的ヲ以テ判決ヲ為サシメタルトキハ会社又ハ株主ハ確定ノ終局判決ニ対シ再審ノ訴ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得

前条ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二百七十五条ノ二 取締役ガ会社ノ目的ノ範囲内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ監査役ハ取締役ニ対シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

裁判所ハ仮処分ヲ以テ取締役ニ対シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ命ズルニハ担保ヲ立テシムルコトヲ要セズ

第二百八十条ノ二 会社ノ成立後株式ヲ発行スル場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定キモノハ取締役会之ヲ決ス但シ本法ニ別段ノ定アルトキ又ハ定款ヲ以テ株主總會力之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 新株ノ額面無額面ノ別、種類及数

二 新株ノ発行価額及払込期日

三 現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格並ニ之ニ対シテ与フル株式ノ額面無額面ノ別、種類及数

四 新株ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

五 株主ニ新株ノ引受權ヲ与フル旨並ニ引受權ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及発行価額

六 前号ノ引受權ヲ讓渡スコトヲ得ベキコト

七 株主ノ請求アルトキニ限り新株引受權証書ヲ発行スベキコト及其ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間

八 株主以外ノ者ニシテ之ニ対シ特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スベキモノ並ニ之ニ対シ発行スル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及発行価額

九 第二百八十条ノ九ノ二第一項ノ規定ニ依リ新株ノ発行価額ノ一部ノ払込ヲ要セザルモノト為ス旨及発行価額中払込ヲ為サシムル金額

株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ関スル定アルトキト雖モ其ノ者ニ対シ発行スルコトヲ得ベキ株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及最低発行価額ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株主總會ニ於テ株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スルコトヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス前項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領ハ第二百三十二条ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二項ノ決議ハ決議後最初ニ発行スル新株ニシテ其ノ日ヨリ六月内ニ払込ヲ為スベキモノニ付テノミ其ノ効力ヲ有ス

第二百八十条ノ三 株式ノ発行価額其ノ他発行ノ条件ハ発行毎ニ之ヲ均等ニ定ムルコトヲ要ス

第二百八十条ノ十一 取締役ト通ジテ著シク不公正ナル発行価額ヲ以テ株式ヲ引受ケタル者ハ会社ニ対シ公正ナル発行価額トノ差額ニ相当スル金額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ

第二百六十七条乃至第二百六十八条ノ三ノ規定ハ前項ノ支払ヲ求ムル訴ニ之ヲ準用ス

第二百八十二条 取締役ハ定時總會ノ会日ノ二週間前ヨリ第二百八十一条第一項ノ書類及監査報告書ヲ五年間本店ニ、其ノ謄本ヲ三年間支店ニ備置クコトヲ要ス

株主及会社ノ債権者ハ営業時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

親会社ノ株主ハ其ノ權利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ子会社ノ第一項ニ掲グル書類（子会社が有限会社ナルトキハ有限会社法第四十三条ノ二第一項ニ掲グル書類）ノ閲覧ヲ求メ又ハ其ノ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百九十三条ノ五 営業年度ヲ一年トスル会社ハ定款ヲ以テ一営業年度ニ付一回ニ限り営業年度中ノ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於ケル

株主ニ対シ取締役会ノ決議ニ依リ金銭ノ分配ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得

（略）

第二百九条ノ四 社債権者ト社債管理会社トノ利益相反スル場合ニ於テ社債権者ノ為ニ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス必要アルトキハ裁判所ハ社債権者集会ノ請求ニ依リ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

第二百九条ノ五 社債管理会社又ハ前条ノ特別代理人ガ社債権者ノ為ニ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス場合ニ於テハ各別ニ社債権者ヲ表示スルコトヲ要セス

第二百十條 社債管理会社一以上アルトキハ其ノ権限ニ屬スル行為ハ共同シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百十一條ノ二 社債管理会社ガ本法又ハ社債権者集会ノ決議ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リテ社債権者ニ損害ヲ生ジタルトキハ其ノ社債管理会社ハ社債権者ニ対シ連帶シテ其ノ賠償ノ責ニ任ズ

社債管理会社ガ自己ノ債権ニ付社債ヲ発行シタル会社ヨリ担保ノ供与又ハ債務ノ消滅ニ關スル行為ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ後三月内ニ其ノ社債ヲ発行シタル会社ガ社債ノ償還若ハ其ノ利息ノ支払ヲ怠リ又ハ其ノ社債ヲ発行シタル会社ニ付支払ノ停止アリタルトキハ其ノ社債管理会社ハ社債権者ニ対シ損害賠償ノ責ニ任ズ但シ社債管理会社ガ誠実ニ為スベキ社債ノ管理ヲ怠ラザリシコト又ハ自己ノ債権ニ付担保ノ供与若ハ債務ノ消滅ニ關スル行為ヲ受ケズトモ社債権者ニ損害ヲ生ズベカリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百十二條 社債管理会社ハ社債ヲ発行シタル会社及社債権者集会ノ同意ヲ得テ辞任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ社債管理会社ナキニ至ルベキトキハ予メ事務ヲ承継スベキ社債管理会社ヲ定ムルコトヲ要ス

（略）

社債管理会社ハ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラズ裁判所ノ許可ヲ得テ辞任スルコトヲ得

第二百十三條 社債管理会社ガ其ノ義務ニ違反シ又ハ其ノ事務ヲ処理スルニ不適任ナルトキ其ノ他正當ノ事由アルトキハ裁判所ハ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債権者集会ノ請求ニ依リ之ヲ解任スルコトヲ得

第二百二十條 （略）

（略）

社債総額ノ十分ノ一以上ニ当ル社債権者ハ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ第一項ノ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債管理会社ニ提出シテ社債権者集会ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第二百二十七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

・（略）

第二百二十二條 （略）

社債権者集会ノ招集ハ前項ノ社債ヲ発行シタル会社及社債管理会社ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百三十二條第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ通知ニ之ヲ準用ス

第二百二十三條 社債権者集会又ハ其ノ招集者ハ必要アリト認ムルトキハ社債ヲ発行シタル会社ニ対シ其ノ代表者ノ出席ヲ求ムルコトヲ得

第二百二十五条 社債権者集会ノ招集者ハ決議ノ日ヨリ一週間内ニ決議ノ認可ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第二百二十六条 裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ社債権者集会ノ決議ヲ認可スルコトヲ得ス

一 社債権者集会招集ノ手續又ハ其ノ決議ノ方法法令又ハ社債募集ノ目論見書ノ記載ニ違反スルトキ

二 決議力不当ノ方法ニ依リテ成立スルニ至リタルトキ

三 決議力著シク不正ナルトキ

四 決議力社債権者ノ一般ノ利益ニ反スルトキ

第二百二十七条 社債権者集会ノ決議ハ裁判所ノ認可ニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

社債権者集会ノ決議ハ総社債権者ニ対シ其ノ効力ヲ有ス

第二百三十一条 第二百十條ノ規定ハ代表者又ハ執行者数人アル場合ニ之ヲ準用ス

第二百三十二条 社債権者集会ハ何時ニテモ代表者若ハ執行者ヲ解任シ又ハ委任シタル事項ヲ変更スルコトヲ得

第二百三十九条 (略)

社債権者集会ノ招集者ハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者之ニ署名スルコトヲ要ス

前項ノ議事録ハ社債ヲ発行シタル会社十年間其ノ本店ニ之ヲ備置クコトヲ要ス

社債管理会社及社債権者ハ営業時間内何時ニテモ第二項ノ議事録ノ閲覽又ハ謄写ヲ求ムルコトヲ得

第二百四十一条ノ二 会社ハ転換社債ヲ発行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ取締役会之ヲ定ム但シ定款ヲ以テ株主總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 転換社債ノ総額

二 転換ノ条件

三 転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容

四 転換ヲ請求シ得ベキ期間

五 転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

六 株主ニ転換社債ノ引受権ヲ与フル旨及引受権ノ目的タル転換社債ノ額

七 株主以外ノ者ニシテ之ニ対シ特ニ有利ナル転換ノ条件ヲ附シタル転換社債ヲ発行スベキモノ及之ニ対シ発行スル転換社債ノ額

株主以外ノ者ニ対シ特ニ有利ナル転換ノ条件ヲ附シタル転換社債ヲ発行スルニハ定款ニ之ニ關スル定アルトキト雖モ其ノ者ニ対シ発行スルコトヲ得ベキ転換社債ノ額、発行価額、転換ノ条件、転換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容及転換ヲ請求シ得ベキ期間ニ付第三

百四十三條ニ定ムル決議アルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ決議後最初ニ発行スル転換社債ニシテ其ノ日ヨリ六月内ニ発行スベキモノニ付テノミ其ノ効力ヲ有ス

第二百八十条ノ二第二項後段及第三項ノ規定ハ第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百四十二条 (略)

定款ノ変更ニ関スル議案ノ要領ハ第二百三十二條ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百四十二條 前條第一項ノ決議ハ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ニ当ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

第三百七十六條 (略)

(略)

社債權者ガ異議ヲ述ブルニハ社債權者集会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ依リ社債權者ノ為ニ異議ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得

第三百七十七條 (略)

前項ニ於テ準用スル第二百五十五條第一項ノ期間滿了ノ時ニ前條第二項ニ於テ準用スル第百條ノ手續ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時ニ於テ株式ノ併合ノ効力ヲ生ズ

第三百八十條 資本減少ノ無効ハ本店ノ所在地ニ於テ資本減少ニ因ル変更ノ登記ヲ為シタル日ヨリ六月内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又ハ資本ノ減少ヲ承認セザル債權者ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得 (略)

第四百五條 解散ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第四百六條ノ二 左ノ場合ニ於テ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ発行済株式ノ総数ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ハ会社ノ解散ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

一 会社ノ業務ノ執行上著シキ難局ニ逢着シ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ジ又ハ生ズル虞アルトキ

二 会社財産ノ管理又ハ処分ガ著シク失当ニシテ会社ノ存立ヲ危殆ナラシムルトキ

第四百七條 会社ガ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除クノ外取締役ハ遲滞ナク株主ニ對シテ其ノ旨ノ通知ヲ發シ且端株券ヲ發行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スルコトヲ要ス

担保附社債信託法 (明治三十八年法律第五十二号) (抄)

第四條 社債ニ附スルコトヲ得ヘキ物上担保ハ左ニ掲クルモノニ限ル

- 一 動産質
- 二 証書アル債權質
- 二ノ二 株式質
- 三 不動産抵当

- 四 船舶抵当
 - 四ノ二 自動車抵当
 - 四ノ三 航空機抵当
 - 四ノ四 建設機械抵当
 - 五 鉄道抵当
 - 六 工場抵当
 - 七 鉱業抵当
 - 八 軌道抵当
 - 九 運河抵当
 - 十 漁業財団抵当
 - 十一 自動車交通事業抵当
 - 十一ノ二 道路交通事業抵当
 - 十二 港湾運送事業抵当
 - 十三 観光施設財団抵当
 - 十四 企業担保
- (略)

刑法(明治四十年法律第四十五号)(抄)

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。
(脅迫)
- 第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。
(背任)
- 第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

信託法（大正十一年法律第六十二号）（抄）

- 第二十三条 信託行為ノ当時予見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ニ因リ信託財産ノ管理方法力受益者ノ利益ニ適セサルニ至リタルトキハ委託者、其ノ相続人、受益者又ハ受託者ハ其ノ変更ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得
- 前項ノ規定ハ裁判所ノ定メタル管理方法ニ付之ヲ準用ス
- 第二十六条 受託者ハ信託財産ニ関シテ負担シタル租税、公課其ノ他ノ費用又ハ信託事務ヲ処理スル為自己ニ過失ナクシテ受ケタル損害ノ補償ニ付テハ信託財産ヲ売却シ他ノ権利者ニ先チテ其ノ権利ヲ行フコトヲ得
- 受託者ハ受益者ニ対シ前項ノ費用又ハ損害ニ付其ノ補償ヲ請求シ又ハ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得但シ受益者力不特定ナルトキ及未タ存在セサルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 前項ノ規定ハ受益者力其ノ権利ヲ放棄シタル場合ニハ之ヲ適用セス
- 第二十七条 前条ノ規定ハ受託者力信託財産ヨリ報酬ヲ受クヘキ場合ニ其ノ報酬ニ付之ヲ準用ス受託者力受益者ヨリ報酬ヲ受クヘキ場合亦同シ
- 第二十九条 受託者ハ帳簿ヲ備ヘ各信託ニ付其ノ事務ノ処理及計算ヲ明ニスルコトヲ要ス
- 受託者ハ信託引受ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於テ各信託ニ付財産目録ヲ作ルコトヲ要ス
- 第四十条 利害関係人ハ何時ニテモ前条ノ書類ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得
- 委託者、其ノ相続人及受益者ハ信託事務ノ処理ニ関スル書類ノ閲覧ヲ請求シ且信託事務ノ処理ニ付説明ヲ求ムルコトヲ得

信託業法（大正十一年法律第六十五号）（抄）

第一条 信託業ハ金融再生委員会ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス

前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ定款並業務ノ種類及方法ヲ記載シタル書面ヲ添附シ之ヲ金融再生委員会ニ提出スヘシ
第四条 信託会社ハ左ニ掲クル財産以外ノモノノ信託ノ引受ヲ為スコトヲ得ス

- 一 金銭
 - 二 有価証券
 - 三 金銭債権
 - 四 動産
 - 五 土地及其ノ定著物
 - 六 地上権及土地ノ賃借権
- 第十九条 信託会社法令、定款若ハ金融再生委員会ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタルトキハ金融再生委員会ハ業務ノ停止若ハ取締役監査役ノ改任ヲ命シ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

小切手法（昭和八年法律第五十七号）（抄）

第二十一条 事由ノ何タルヲ問ハズ小切手ノ占有ヲ失ヒタル者アル場合ニ於テ其ノ小切手ヲ取得シタル所持人ハ小切手ガ持参人払式ノモノナルトキ又ハ裏書シ得ベキモノニシテ其ノ所持人ガ第十九条ノ規定ニ依リ權利ヲ証明スルトキハ之ヲ返還スル義務ヲ負フコトナシ但シ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ之ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

商法中改正法律施行法（昭和十二年法律第七十三号）（抄）

第六十一条 社債権者集会ノ招集、弁済額ノ支払又ハ弁済ニ関スル社債権者集会ノ決議ノ執行ニ当リ為スベキ公告ハ社債ヲ発行シタル会社ノ定款ニ定ムル公告方法ニ依ルコトヲ要ス

金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭和十八年法律第四十二号）（抄）

第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラス金融再生委員会ノ認可ヲ受ケ信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務（以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得
（略）

第四条 信託業法第七条乃至第十条、第十三条第一項、第十七条及第十八条ノ規定ハ金融機関ガ信託業務ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス但シ

同法第七条中資本金トアルハ之ヲ資本金又ハ出資ノ総額トシ同法第十二条第一項中業務報告書トアルハ之ヲ信託業務報告書トシ同法第十七条及第十八条中業務トアルハ之ヲ信託業務トシ財産トアルハ之ヲ信託財産トス

第八条 信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託業務ノ遂行ニ当リテ法令若ハ法令ニ基ク金融再生委員会ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スベキ行為ヲ為シタルトキハ金融再生委員会ハ当該金融機関ニ対シ信託業務ノ停止ヲ命ジ又ハ第一条第一項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第二条（略）

（略）

この法律において、「有価証券の募集」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして大蔵省令で定めるものを含む。以下同じ。）のうち次に掲げる場合に該当するものをいい、「有価証券の私募」とは、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘であつて有価証券の募集に該当しないものをいう。

一 多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合（有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として大蔵省令で定める者（以下「適格機関投資家」という。）のみを相手方とする場合を除く。）

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合で、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ 前号の政令で定める場合及びイに掲げる場合以外の場合（政令で定める要件に該当する場合を除く。）で、当該有価証券がその取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

この法律において、「有価証券の売出し」とは、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘のうち、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものをいう。

（略）

この法律において、「証券業」とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一～三（略）

四 有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、第六項各号のいずれかを行うこと）をいう。（略）

五（略）

六 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

七（略）

この法律において、「証券会社」とは、第二十八条の規定により金融再生委員会の登録を受けた株式会社をいう。

(略)

この法律において「証券取引所」とは、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引（以下「有価証券の売買等」という。）を行うために必要な市場を開設することを目的として第五章の規定に基づいて設立された者をいう。

⑳ (略)

第三十三条 証券会社並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

第四十一条 証券会社は、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引が成立したときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、取引報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならない。ただし、その取引に係る契約の内容その他の事情を勘案し、取引報告書を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総理府令で定めるものは、この限りでない。

第四十二条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第二十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのないものとして総理府令で定めるものを除く。

一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引に関連し、有価証券の価格又はオプションの対価の額が騰貴し、又は下落することの断定的判断を提供して勧誘する行為

二 有価証券指数等先物取引に関連し、約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為

三 有価証券店頭指数等先物取引に関連し、店頭約定指数若しくは店頭現実指数又は店頭約定数値若しくは店頭現実数値が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為

四 有価証券店頭指数等スワップ取引に関連し、有価証券店頭指数の数値、有価証券の価格、金利又は通貨の価格が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為

五 有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等につき、顧客の個別の取引ことの同意を得ないで、売買の別（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして総理府令で定める事項。次号において同じ。）、銘柄、数又は価格（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、価格に相当するものとして総理府令で定める事項。次号において同じ。）について定めることができることを内容とする契約を締結する行為

六 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引につき、信託契約に基づいて信託をする者の計算においてこれらの取引を行う信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下この号、次条第一項第一号及び第四十七条第三項において「信託会社等」という。）を顧客とする場合で、かつ、当該信託契約により当該信託会社等がこれらの取引に関する注文を当該信託をする者の指図に従つてすることとされている場合において、当該信託をする者との間で、売買の別、銘柄、数又は価格について当該信託をする者の個別の取引ことの指示を受けないで、当該

信託をする者を代理して当該信託会社等に対し指図をすることができるとする契約を締結する行為

七 特定かつ少数の銘柄の有価証券について、不特定かつ多数の顧客に対し、買付け若しくは売付け又はその委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為で、公正な価格形成を損なうおそれがあるもの

八 顧客から有価証券の買付け又は売付けの委託等を受け、当該委託等に係る売買を成立させる前に自己の計算において当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買を成立させることを目的として、当該顧客の有価証券の売買の委託等に係る価格と同一又はそれよりも有利な価格（買付けについては当該価格より低い価格を、売付けについては当該価格より高い価格をいう。）で有価証券の買付け又は売付けをする行為

九 前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等に関する行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして総理府令で定める行為（略）

第四十二条の二 証券会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）につき、当該有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条及び第六十五条の二第六項において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込ませ、若しくは約束させる行為

二 有価証券の売買その他の取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込ませ、若しくは約束させる行為

三 有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる行為

証券会社の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為（当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）

二 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為（当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者をして当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）

第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（証券会社又はその役員若しくは使用人の違法又は不当な行為であつて当該証券会社とその顧客との間において争いの原因となるものとして総理府令で定めるものをいう。以下この条及び第五十一条第二項において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行ふものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該証券会社があらかじめ金融再生委員会の確認を受けている場合その他総理府令で定める場合に限る。

第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

第三項ただし書の確認を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の総理府令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として総理府令で定めるものを添えて金融再生委員会に提出しなければならない。

第四十三条 証券会社は、業務の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、業務を営まなければならない。

一 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二 前号に掲げるもののほか、業務の状況が公益に反し、又は投資者保護に支障を生ずるおそれがあるものとして総理府令で定める状況にあること。

第四十五条 証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして金融再生委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

一 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該証券会社の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行うこと。

二 当該証券会社との間で第二号第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。

三 その他当該証券会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為を行うこと。

第六十五条の二（略）
（略）

第一項の登録を受けた銀行、信託会社その他政令で定める金融機関（以下この条、第六十八条第三項、第七十条の二第一項、第六十一条第一項、第六十三條第二項、第六十八條第二項及び第三項、第六十九條、第九十四條の五第二項並びに第二百八条において「登録金融機関」という。）は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け（第二十九條第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。）を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行おうとするときは、金融再生委員会の認可を受けなければならない。
（略）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（清算人等の第二次納税義務）

第十一条の三 法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入しないで残余財産の分配又は引渡をしたときは、その法人に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者（前条の規定の適用を受ける者を除く。以下本条において同じ。）は、当該滞納に係る地方団体の徴収金につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡をした財産の価額を限度として、残余財産の分配又は引渡を受けた者はその受けた財産の価額を限度として、それぞれその責に任ずる。

（繰上徴収）

第十三条の二 地方団体の長は、次の各号の一に該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるもの限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。

- 一 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき（仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）。
- 二 納税者又は特別徴収義務者につき相続があつた場合において相続人が限定承認をしたとき。
- 三 法人である納税者又は特別徴収義務者が解散したとき。
- 四 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めないうで当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないこととなるとき（納税管理人を定めることを要しない場合を除く。）。
- 五 納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れよつとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けよつとしたと認められたとき。

2・3 （略）

（過誤納金の還付）

第十七条 地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）があるときは、政令で定める

ところにより、遅滞なく還付しなければならない。

(過誤納金の充当)

第十七条の二 地方団体の長は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた地方団体の徴収金があるときは、同条の規定にかかわらず、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。

2 道府県が第四十八条第一項の規定により当該道府県の個人の道府県民税とあわせて徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金又は市町村が第四十一条第一項の規定により当該市町村の個人の市町村民税とあわせて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、当該過誤納金をそれぞれ当該道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれ当該納税者又は特別徴収義務者の納付し、又は納入すべきこととなつた道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 前二項の場合において、その地方団体の徴収金のうちに延滞金があるときは、その過誤納金は、まず延滞金の額の計算の基礎となる地方税に充当しなければならない。

4 前三項の規定による充当は、政令で定める充当をするに適することとなつた時にさかのぼつてその効力を生ずる。

5 地方団体の長は、第一項から第三項までの規定による充当をしたときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

(還付加算金)

第十七条の四 地方団体の長は、過誤納金を第十七条又は第十七条の二第二項から第三項までの規定により還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日の翌日から地方団体の長が還付のため支出を決定した日又は充当をした日(同日前に充当をするに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

一 更正、決定若しくは賦課決定(普通徴収の方法によつて徴収する地方税の税額を確定する処分を含む。以下本章において同じ。)、第五十三条第八項若しくは第三百二十一条の八第八項の規定による申告書(法人税に係る更正又は決定によつて納付すべき法人税額を課税標準として算定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額に係るものに限る。)、第七十二条の三十三条第三項の規定による修正申告書若しくは第七十二条の八十九条第三項の規定による申告書(消費税に係る更正又は決定により納付すべき消費税額を課税標準として算定した地方消費税の譲渡割額に係るものに限る。)(の提出又は過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金(以下本章において「加算金」という。))の決定により納付し又は納入すべき額が確定した地方団体の徴収金(当該地方団体の徴収金に係る地方税に係る延滞金を含む。)(に係る過誤納金(次号及び第三号に掲げるものを除く。)) 当該過誤納金に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた日

二 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る不服申立てについての決定若しくは裁決又は判決を含む。)(により納付し又は納入すべき額が減少した地方税(当該地方税に係る延滞金を含む。次号において同じ。)(に係る過誤納金 その更正の請求が

あつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日

三 所得税の更正（申告書又は修正申告書の提出によつて納付すべき額が確定した所得税額につき行われた更正に限る。第五項において同じ。）に基因してされた賦課決定により納付し又は納入すべき額が減少した地方税に係る過納金 当該賦課決定の基因となつた所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して一月を経過する日

四 前三号に掲げる過納金以外の地方団体の徴収金に係る過誤納金 その過誤納となつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除しなければならぬ。

一 地方団体の長が過誤納金があることを納税者又は特別徴収義務者に通知した場合において、その通知を發した日から三十日を経過する日までにその過誤納金の還付を請求しないとき。その経過する日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

二 過誤納金の返還請求権につき民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の規定による差押命令が發せられたとき。その差押命令の送達を受けた日の翌日から一週間を経過した日までの期間

三 過誤納金の返還請求権につき仮差押がされたとき。その仮差押がされている期間

3 二以上の納期又は二回以上の分割納付若しくは分割納入に係る地方団体の徴収金につき過誤納を生じた場合には、その過誤納金については、その過誤納金の額に相当する地方団体の徴収金に達するまで、納付又は納入の日の順序に従い最後に納付又は納入された金額から順次さかのぼつて求めた金額からなるものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 適法に納付され、又は納入された地方団体の徴収金が、その適法な納付又は納入に影響を及ぼすことなくその納付し、又は納入すべき額を変更する法律又は条例の規定に基き過納となつたときは、その過納金については、これを第一項第四号に掲げる過誤納金と、その過納となつた日を同号に掲げる日とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

5 地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合において、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基つき、その地方税について更正（更正の請求に基づく更正を除く。）又は賦課決定（所得税の更正に基因してされた賦課決定を除く。）が行われたときは、その更正又は賦課決定により過納となつた金額に相当する地方団体の徴収金については、その更正又は賦課決定の日の翌日から起算して一月を経過する日（普通徴収の方法によつて徴収する地方税について、当該賦課決定前にこれらの理由に基つき納付すべき税額が過納となる旨の申出があつた場合には、当該一月を経過する日と当該申出のあつた日の翌日から起算して三月を経過する日とのいずれか早い日）を第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

（所得割の税率）

第三十五条 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額（課税山林所得金額が七百万円を超える場合にあつては、当該課税山林所得金額の五分の一の金額を同表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額）の合計額によつて課する。

七百万円以下の金額	七百万円を超える金額
百分の二	百分の三

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算)

第三十六条 前年において、漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいものうち政令で定めるもの(以下本条において「変動所得」という。)の金額(前年二年内に生じた変動所得の金額に限る。)及び役務の提供を約するもの(以下本条において「臨時所得」という。)の金額の合計額が総所得金額の百分の二十以上である場合において、第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)に同項第六号に掲げる事項の記載があるとき(当該申告書の提出がなかつた場合又は当該申告書に当該事項の記載がなかつた場合において、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると市町村長が認めるときを含む。)は、当該総所得金額に対する所得割の額は、前条の規定によつて計算した金額によらず、所得税法第九十条の規定の例によつて計算した金額によるものとする。

2 前項の規定は、課税総所得金額が所得割の最も低い税率の適用される区分に属する場合においては、適用しない。

(法人等の道府県民税の申告納付)

(所得割の税率)

第三十四条の三 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の五分の一の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に五を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

二百万円以下の金額	二百万円を超える金額	七百万円を超える金額
百分の三	百分の八	百分の十二

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(変動所得又は臨時所得がある場合の税額の計算)

第三百十四条の四 前年において、漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいもののうち政令で定めるもの(以下本条において「変動所得」という。)(の金額(前年二年内に生じた変動所得の金額があるときは、前年の変動所得の金額が、前年二年内に生じた変動所得の金額の合計額の二分の一を超える場合の変動所得の金額に限る。)(及び役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するもののうち政令で定めるもの(以下本条において「臨時所得」という。)(の金額の合計額が総所得金額の百分の二十以上である場合において、第三百十七条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)(に同項第六号に掲げる事項の記載があるとき(当該申告書の提出がなかつた場合又は当該申告書に当該事項の記載がなかつた場合において、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると市町村長が認めるときを含む。)(は、当該総所得金額に対する所得割の額は、前条の規定によつて計算した金額によらず、所得税法第九十条の規定の例によつて計算した金額によるものとする。

(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の市町村民税の申告納付)

第三百二十一条の十三 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人(予定申告法人を除く。)(が第三百二十一条の八(同条第一項後段を除く。)(の規定によつて法人の市町村民税を申告納付する場合においては、当該法人の法人税額を関係市町村に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係市町村ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付しなければならない。この場合において、主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に提出すべき申告書に

2 } 5 (略)

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)(抄)

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

一 (略)

二 宅地建物取引業 宅地若しくは建物(建物の一部を含む。以下同じ。)(の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行なうものをいう。

三 宅地建物取引業者 第三条第一項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。
(媒介契約)

第三十四条の二 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約(以下この条において「媒介契約」という。)(を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を作成して記名押印し、依頼者にこれを交付しなければならない。

一 当該宅地の所在、地番その他当該宅地を特定するために必要な表示又は当該建物の所在、種類、構造その他当該建物を特定する

ために必要な表示

- 二 当該宅地又は建物を売買すべき価額又はその評価額
 - 三 当該宅地又は建物について、依頼者が他の宅地建物取引業者に重ねて売買又は交換の媒介又は代理を依頼することの可否及びこれを許す場合の他の宅地建物取引業者を明示する義務の存否に関する事項
 - 四 媒介契約の有効期間及び解除に関する事項
 - 五 当該宅地又は建物の第五項に規定する指定流通機構への登録に関する事項
 - 六 報酬に関する事項
 - 七 その他国土交通省令で定める事項
- 2 宅地建物取引業者は、前項第一号の価額又は評価額について意見を述べるときは、その根拠を明らかにしなければならない。
 - 3 依頼者が他の宅地建物取引業者に重ねて売買又は交換の媒介又は代理を依頼することを禁ずる媒介契約（以下「専任媒介契約」という。）の有効期間は、三月を超えない。これより長い期間を定めたときは、その期間は、三月とする。
 - 4 前項の有効期間は、依頼者の申出により、更新することができる。ただし、更新の時から三月を超えることができない。
 - 5 宅地建物取引業者は、専任媒介契約を締結したときは、契約の相手方を探索するため、国土交通省令で定める期間内に、当該専任媒介契約の目的物である宅地又は建物につき、所在、規模、形質、売買すべき価額その他国土交通省令で定める事項を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が指定する者（以下「指定流通機構」という。）に登録しなければならない。
 - 6 前項の規定による登録をした宅地建物取引業者は、第五十条の六に規定する登録を証する書面を遅滞なく依頼者に引き渡さなければならない。
 - 7 前項の宅地建物取引業者は、第五項の規定による登録に係る宅地又は建物の売買又は交換の契約が成立したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該登録に係る指定流通機構に通知しなければならない。
 - 8 専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、依頼者に対し、当該専任媒介契約に係る業務の処理状況を二週間に一回以上（依頼者が当該宅地建物取引業者が探索した相手方以外の者と売買又は交換の契約を締結することができない旨の特約を含む専任媒介契約にあつては、一週間に一回以上）報告しなければならない。
 - 9 第三項から第六項まで及び前項の規定に反する特約は、無効とする。
- （代理契約）
- 第三十四条の三 前条の規定は、宅地建物取引業者に宅地又は建物の売買又は交換の代理を依頼する契約について準用する。
- （信託会社等に関する特例）
- 第七十七条（略）
- 2 宅地建物取引業を営む信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、前項に掲げる規定を除き、建設大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなしてこの法律の規定を適用する。
 - 3 （略）

貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「貸付信託」とは、一個の信託約款に基いて、受託者が多数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、主として貸付又は手形割引の方法により、合同して運用する金銭信託であつて、当該信託契約に係る受益権を受益証券によつて表示するものをいう。

2 （略）

租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）（抄）

（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）

第四十二条の四 青色申告書を提出する法人（人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。）の昭和四十二年六月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除く。以下この条において「適用年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）が、当該法人の比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、当該適用年度の所得に対する法人税の額（この条、次条第二項及び第三項、第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項、第四十二条の七第二項から第四項まで及び第六項、第四十二条の八第二項から第四項まで及び第六項、第四十二条の九から第四十二条の十一まで、第四十二条の十二第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の二並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）から、当該比較試験研究費の額を超える部分の金額の百分の十五に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する特別試験研究費の額がある場合には、当該百分の十二に相当する金額（当該法人の当該適用年度研究費の額の百分の十五に相当する金額を加算した金額と当該法人税の額の百分の十四に相当する金額とのいずれか少ない金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十二に相当する金額を限度とする。

2 政令で定める中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）の昭和六十年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する法人税の額から当該事業年度の当該試験研究費の額の百分の十に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該中小企業者等の当該事

業年度の所得に対する法人税の額の百分の十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十五に相当する金額を限度とする。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 設立事業年度等 設立（合併による設立を除く。）の日（法人税法第二十四条に規定する外国法人にあつては同法第四百一条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業を開始した日とする。）を含む事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度をいう。

二 試験研究費 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で政令で定めるものをいう。

三 比較試験研究費の額 適用年度の開始の日前五年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額。以下この号及び次号において同じ。）のうち当該試験研究費の額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第三順位までの当該試験研究費の額の合計額を三で除して計算した金額（当該五年以内に開始した各事業年度の数が三に満たない場合には、政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

四 基準試験研究費の額 適用年度の開始の日前二年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち最も多い額をいう。

五 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうちエネルギーの使用の合理化、特定物質の使用の合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究、国の試験研究機関と共同して行う試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

六 農業協同組合等 農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である環境衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会をいう。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 第一項又は第二項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

6 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する法人が合併法人である場合における適用年度の開始の日前五年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは、「第七十条の二まで（税額控除）」又は租税特別措置法第四十二条の四（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除

「と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは、「この款及び租税特別措置法第四十二条の四（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは、「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中の規定を適用」とあるのは、「及び租税特別措置法第四十二条の四（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」の規定を適用」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは、「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の四（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

（電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）
第四十二条の六（略）

2）5（略）

6 第三項に規定する電子機器利用設備につき同項の規定の適用を受けた法人が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度において、当該電子機器利用設備の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該電子機器利用設備を当該法人の営む指定事業の用に供しなくなつた場合（当該法人の解散、当該電子機器利用設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該法人に対して課する当該指定事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに次条第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十七条の二第一項及び第六十八条の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該電子機器利用設備につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該指定事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7）12（略）

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）
第四十二条の七（略）

2）5（略）

6 第三項に規定する事業基盤強化設備につき同項の規定の適用を受けた法人が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度において、当該事業基盤強化設備の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該事業基盤強化設備を当該法人の営む事業の用に供しなくなつた場合（当該法人の解散、当該事業基盤強化設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに前条第六項、次条第六項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十七条の二第一項及び第六十八条の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該事業基盤強化設備につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規

定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7} 12 (略)

(事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の八 (略)

2} 5 (略)

6 第三項に規定する事業化設備等につき同項の規定の適用を受けた法人が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度において、当該事業化設備等の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該事業化設備等を当該法人の営む事業の用に供しなくなった場合(当該法人の解散、当該事業化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなった場合を除く。)には、当該法人に対して課する当該事業の用に供しなくなった日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の六第六項、前条第六項、第四十二条の第五項、第四十二条の第十二第六項、第六十七条の二第一項及び第六十八条の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該事業化設備等につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7} 12 (略)

(沖繩の特別中小企業者等が事業化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除)

第四十二条の十 (略)

2} 4 (略)

5 第二項に規定する事業化設備等につき同項の規定の適用を受けた法人が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度において、当該事業化設備等の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該事業化設備等を当該法人の営む特定事業の用に供しなくなった場合(当該法人の解散、当該事業化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該特定事業の用に供しなくなった場合を除く。)には、当該法人に対して課する当該特定事業の用に供しなくなった日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第四百四十三条第一項から第三項までの規定並びに第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十二第六項、第六十七条の二第一項及び第六十八条の三第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該事業化設備等につき第二項又は第三項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該特定事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところに

より計算した金額を加算した金額とする。

6 10 (略)

(中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の十二 (略)

2 5 (略)

6 第三項に規定する減価償却資産につき同項の規定の適用を受けた法人が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度において、当該減価償却資産の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該法人の営む指定事業の用に供しなくなつた場合(当該法人の解散、当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。)には、当該法人に対して課する当該指定事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。))の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十一条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該減価償却資産につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該指定事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7 12 (略)

(中小企業の貸倒引当金の特例)

第五十七条の九 法人(各事業年度終了の時ににおける資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人税法第二条第九号に規定する普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)が法人税法第五十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項第二号の規定にかかわらず、当該事業年度終了の時ににおける同号に規定する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の帳簿価額(政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額を控除した残額)の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同号に掲げる金額とすることができる。

2 (略)

(交際費等の損金不算入)

第六十一条の四 法人が昭和五十七年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(清算中の各事業年度を除く。)(において支出する交際費等の額(当該法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該交際費等の額のうち当該各号に定める金額)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額(資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人については、政令で定める金額。次号において同じ。))が千万円以下である法人。次に掲げる金額の合計額

イ 当該交際費等の額のうち四百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額(口において「四百万円定

額控除限度額」という。)に達するまでの金額の百分の二十に相当する金額

口 当該交際費等の額が四百万円定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額

二 当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額が千万円を超え、かつ、五千万円以下である法人 次に掲げる金額の合計額

イ 当該交際費等の額のうち三百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額(口において、三百万円定額控除限度額」という。)に達するまでの金額の百分の二十に相当する金額

ロ 当該交際費等の額が三百万円定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額

2.3 (略)

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 法人(法人税法第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。)は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は解散(合併による解散を除く。)をした場合における清算所得(当該法人が同法第九十二条に規定する内国普通法人等である場合の清算所得に限る。)に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第六十二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。)、第九十九条及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2.8 (略)

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人(次項第一号二に掲げる行為をした場合には、同号二の被合併法人を含む。)に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第六十二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。)、第九十九条、第一百五十五条及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の八第六項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十二第六項、第六十二条第一項、第八項、次条第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等(次条第一項の規定の適用があるものを除く。)に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2.13 (略)

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十三条 法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人(前条第二項第一号二に掲げる行為をした場合には、同号二の被合併法人を含む。)に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六

十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条、第百十五條及び第百四十三條第一項から第三項まで並びに第四十二條の六第六項、第四十二條の七第六項、第四十二條の八第六項、第四十二條の十第五項、第四十二條の十二第六項、第六十二條第一項、前条第一項及び第八項、第六十七條の二第一項及び第六十八條の三第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

277（略）

（共同で現物出資をした場合の課税の特例）

第六十六條 青色申告書を提出する法人で産業活力再生特別措置法第三条第二項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。）に係る同法第三条第一項の認定（同法第四条第一項の認定を含む。以下この項において「共同計画に係る認定」という。）を受けたもの（同法第十七条第四項の認定を受けたものに限るものとし、新事業創出促進法第九条第一項の規定により適用される産業活力再生特別措置法第三条及び第四条の規定により、共同計画に係る認定を受けた同項に規定する特定会社に該当するものを含む。以下この項において「特定事業法人」という。）が、同法の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間に、当該共同計画に係る認定に係る他の特定事業法人と共同して当該事業再構築計画に従つて新たに法人（その発行済株式の総数又は出資金額の全部が当該事業再構築計画に係る当該特定事業法人及び当該他の特定事業法人により保有される会社に限る。以下この項において「共同新設会社」という。）を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（当該資産の出資その他当該設立のための出資により当該特定事業法人が当該共同新設会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上の株式の数又は出資の金額を保有するものであることその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定共同出資」という。）をした場合において、当該特定共同出資により取得した株式（出資を含むものとし、第五十五條第一項の規定の適用を受けるものを除く。）につき、その取得をした事業年度において、当該特定共同出資により生じた差益金の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内での帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する減額した金額に相当する金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等に大蔵省令で定める書類の添付がある場合限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた同項に規定する株式については、法人税法第五十一條第一項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定の適用を受けた同項に規定する株式について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該株式の取得価額に算入しない。

（国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十六條の四 法人が、昭和六十一年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該法人に係る国外関連者（外国法人で、当該

法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（以下この条において「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、当該取引（当該国外関連者が法人税法第四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該国外関連者のこれらの号に掲げる国内源泉所得に係る取引のうち政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。）につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得及び解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得及び同法第百三条第一項第二号の規定により解散による清算所得とみなされる金額を含む。第七項において同じ。）に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は独立企業間価格で行われたものとみなす。

2 } 15 (略)

16 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ、この場合において、同法第五項及び同法第七十一条の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十六条の四第十六項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同条中「前条の規定」とあるのは「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第十六項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」の規定とする。

一 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいて法人税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等若しくは税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定 これらの更正決定に係る法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）

二 前号に掲げる更正決定に伴い当該法人税に係る国税通則法第六十九条に規定する加算税についてする賦課決定 その納税義務の成立の日

17 } 20 (略)

(国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例)

第六十六条の五 (略)

2 } 4 (略)

5 第二項の規定は、確定申告書等に同項の規定の適用を受ける旨を記載した書面を添付し、かつ、その用いる倍数が妥当なものであることを明らかにする書類その他の資料（次項において「資料等」という。）を保存している場合に限り、適用する。

6 税務署長は、第二項の規定の適用を受ける旨を記載した書面の添付のない確定申告書等の提出があり、又はその用いる倍数が妥当なものであることを明らかにする資料等を保存していなかった場合においても、その添付又は保存がなかったことについてやむを得

ない事情があると認めるときは、当該記載をした書面及び当該資料等の提出があつた場合に限り、同項の規定を適用することができる。

7・8 (略)

(内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)

第六十六条の六 次に掲げる内国法人に係る外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの(以下この節において「特定外国子会社等」という。)が、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものととして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剰余金の分配の額に関する調整を加えた金額(以下この条において「適用対象留保金額」という。)を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等(当該株式を発行する株式会社に対しその利益の配当、財産の分配その他の経済的な利益の給付を請求する権利のない株式又は実質的に当該権利がないと認められる株式(以下この項及び次項において「請求権のない株式」という。))に係るものを除く。))に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額(以下この節において「課税対象留保金額」という。))に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等(請求権のない株式に係るものを除く。))の当該外国関係会社の発行済株式(請求権のない株式を除く。))の総数又は出資金額(次号において「発行済株式等」という。))のうち占める割合が百分の五以上である内国法人

二 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等(請求権のない株式に係るものを除く。))の当該外国関係会社の発行済株式等のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族株主グループに属する内国法人(前号に掲げる内国法人を除く。))

2・5 (略)

(利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例)

第六十八条の二 内国法人が、平成五年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に終了する各事業年度(解散事業年度等を除く。以下この条において「適用年度」という。))において支払を受ける所得税法第七十四条第一号から第八号までに規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益又は差益につき同法の規定により課される所得税の額、適用年度において支払を受ける第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等につき同条第二項の規定により課される所得税の額及び適用年度において支払を受ける第四十一条の十二第二項に規定する割引債の同項に規定する償還差益につき同条第四項の規定によりその償還を受ける時に徴収されるものとみなされる所得税の額(これらの所得税の額に類するもので政令で定めるものを含む。))で法人税法第六十八条(第四十一条の九第四項及び第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合その他政令で定める場合を含む。以下この条において同じ。))の規定により当該適用年度の所得に対する法人税の額から控除する金額は、同法第六十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 当該事業年度の前事業年度から繰り越された繰越所得税額控除限度超過額がない事業年度 当該事業年度の所得税額控除限度額が次のイ又はロに掲げる場合のいずれに該当するかに応じそれぞれイ又はロに定める金額
- イ 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額に満たない場合 当該利子・配当等に係る所得税の額のうち当該所得税額控除限度額に相当する金額
- ロ 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額以上である場合 当該利子・配当等に係る所得税の額
- 二 当該事業年度の前事業年度から繰り越された繰越所得税額控除限度超過額（当該事業年度終了の日前四年以内に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額を除く。以下この項及び次項において「前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額」という。）がある事業年度（次号に掲げる事業年度を除く。） 当該事業年度の所得税額控除限度額が次のイから八までに掲げる場合のいずれに該当するかに応じそれぞれイから八までに定める金額
- イ 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額以下である場合 当該利子・配当等に係る所得税の額のうち当該所得税額控除限度額に相当する金額
- ロ 当該事業年度の所得税額控除限度額が、当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額を超え、かつ、当該利子・配当等に係る所得税の額と当該事業年度における前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額に満たない場合 当該利子・配当等に係る所得税の額と当該所得税額控除限度超過額から当該利子・配当等に係る所得税の額を控除した残額に最も新しい事業年度の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額から順次充てるものとした場合におけるその充てられることとなる前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額及び四年以前の繰越所得税額控除限度超過額の合計額
- ハ 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額と当該事業年度における前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額以上である場合 当該合計額
- 三 当該事業年度終了の日前四年以内に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額（以下この号及び次項において「四年以前の繰越所得税額控除限度超過額」という。）がある事業年度 当該事業年度の所得税額控除限度額が次のイから八までに掲げる場合のいずれに該当するかに応じそれぞれイから八までに定める金額
- イ 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額以下である場合 当該利子・配当等に係る所得税の額のうち当該所得税額控除限度額に相当する金額と当該事業年度における四年以前の繰越所得税額控除限度超過額との合計額
- ロ 当該事業年度の所得税額控除限度額が、当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額を超え、かつ、当該利子・配当等に係る所得税の額と当該事業年度における前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額に満たない場合 当該利子・配当等に係る所得税の額と当該事業年度の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額から当該利子・配当等に係る所得税の額を控除した残額に最も新しい事業年度の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額から順次充てるものとした場合におけるその充てられることとなる前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額及び四年以前の繰越所得税額控除限度超過額の合計額
- ハ 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額と当該事業年度における前三年以内の繰

越所得税額控除限度超過額の総額との合計額以上である場合 当該利子・配当等に係る所得税の額と繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額

2 内国法人が、平成十年四月一日以後に終了する各事業年度（解散事業年度等を除く。）において繰越所得税額控除限度超過額を有する場合には、法人税法第六十八条の規定により当該各事業年度の所得に対する法人税の額から控除する所得税の額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ同条の規定により控除する所得税の額に当該事業年度における当該各号に定める繰越所得税額控除限度超過額を加算した金額とする。

一 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額以下である場合 四年以前の繰越所得税額控除限度超過額

二 当該事業年度の所得税額控除限度額が、当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額を超え、かつ、当該利子・配当等に係る所得税の額と前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額との総額に満たない場合 当該所得税額控除限度額から当該利子・配当等に係る所得税の額を控除した残額に最も新しい事業年度の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額から順次充てるものとした場合におけるその充てられることとなる前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額と四年以前の繰越所得税額控除限度超過額との合計額

三 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額と前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額以上である場合 繰越所得税額控除限度超過額の総額

3 内国法人が、解散その他の政令で定める事実が生じた日を含む事業年度において繰越所得税額控除限度超過額を有する場合には、法人税法第六十八条の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する所得税の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により控除する所得税の額に繰越所得税額控除限度超過額の総額を加算した金額とする。

4 前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 解散事業年度等 解散の日を含む事業年度、清算中の事業年度その他これらに類するものとして政令で定める事業年度をいう。

二 繰越所得税額控除限度超過額 適用年度の第四号に規定する利子・配当等に係る所得税の額のうち、当該適用年度の所得に対する法人税の額から控除しきれなかつた部分の金額（既に第一項から第三項までの規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）をいう。

三 所得税額控除限度額 法人税法第六十八条及び第六十九条並びに第一項及び第二項の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の所得に対する法人税の額（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。

四 利子・配当等に係る所得税の額 内国法人が、各事業年度において支払を受ける所得税法第一百七十四条第一号から第八号までに規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益又は差益につき同法の規定により課される所得税の額、各事業年度において支払を受ける第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等につき同条第二項の規定により課される所得税の額及び各事業年度において支払を受ける第四十一条の十二第二項に規定する割引債の同項に規定する償還差益につき同条第四項の規定によりその償還を受ける時に徴収されるものとみなされる所得税の額（これらの所得税の額に類するもので政令で定めるものを含む。）で法人税法第六十八条の規定により当該各事業年度の所得に対する法人税の額から控除することとされている金額をいう。

- 5 第一項（同項第一号を除く。以下この項において同じ。）又は第二項の規定は、前項第二号に規定する繰越所得税額控除限度超過額の生じた事業年度からこれらの規定の適用を受けようとする事業年度の直前の事業年度まで連続して法人税法第二十条第三十一号に規定する確定申告書を提出し、かつ、当該確定申告書に当該繰越所得税額控除限度超過額の計算に関する明細書の添付があつた場合であつて、第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にこれらの規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該明細書の添付があるときに限り適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該事業年度の確定申告書等に当該事業年度の前項第四号に規定する利子・配当等に係る所得税の額及び当該事業年度前の各事業年度において生じた当該繰越所得税額控除限度超過額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。
- 6 税務署長は、第一項又は第二項の規定により控除するこれらの規定に規定する繰越所得税額控除限度超過額の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、同項の記載又は明細書の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、その記載又は明細書の提出がなかつた金額につきこれらの規定を適用することができる。
- 7 前二項の規定は、第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「及び当該明細書」とあるのは、「並びに当該明細書及び当該事業年度において第三項に規定する事実が生じた旨を証する大蔵省令で定める書類」と、第六項中「明細書」とあるのは、「明細書若しくは次項において準用する前項の書類」とする。
- 8 前各項の規定は、外国法人（法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当するものに限る。）が適用年度において支払を受ける所得税法第二十三条第一項に規定する利子等のうち同法第六十一条第四号イから八までに掲げるもの及び同条第十一号イから八までに掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益につき同法の規定により課される所得税の額、適用年度において支払を受ける第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等につき同条第二項の規定により課される所得税の額並びに適用年度において支払を受ける第四十一条の十二第二項に規定する割引債の同項に規定する償還差益につき同条第四項の規定によりその償還を受ける時に徴収されるものとみなされる所得税の額で法人税法第六十八条又は同法第四百四十四条の規定により各事業年度の所得に対する法人税の額から控除する金額の算定について準用する。
- 9 第一項から第三項までの規定（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定（同法第七十二条、第七十四条及び第八十一条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条	
同項	同項若しくは租税特別措置法第六十八条の二（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例）
控除又は還付をされる金額	控除をされる金額（当該事業年度において生じた同法第六十八条の二第四項第一号に規定する繰越所得税額控除限度超過額を含む。）又は還付をされる金額（当該還付をされる金額に含まれる同

		<p>条第一項から第三項までの規定による控除をされる当該繰越所得 税額控除限度超過額に相当する金額を除く。）</p>
第六十七条第二項	第七十条の二まで（税額控除）	<p>第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の 二（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例）</p>
第七十条の二	この款	<p>この款及び租税特別措置法第六十八条の二（利子・配当等に係る 所得税額の控除等の特例）</p>
	第六十九条（所得税額等の控除）	<p>第六十九条（所得税額等の控除）並びに同法第六十八条の二</p>
第七十二条第一項第二号	の規定	<p>及び租税特別措置法第六十八条の二（利子・配当等に係る所得税 額の控除等の特例）の規定</p>
第七十四条第一項	前節（税額の計算）	<p>前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の二（利子・ 配当等に係る所得税額の控除等の特例）</p>
	第六十九条（所得税額等の控除）	<p>第六十九条（所得税額等の控除）並びに租税特別措置法第六十八 条の二</p>
第八十一条第一項	の規定により控除された	<p>又は租税特別措置法第六十八条の二（利子・配当等に係る所得税 額の控除等の特例）の規定により控除された</p>
第百五十九条	又は第六十九条	<p>若しくは租税特別措置法第六十八条の二（利子・配当等に係る所 得税額の控除等の特例）又は第六十九条</p>

第一項から第三項までの規定（これらの規定を第八項において準用する場合を含む。）の適用がある場合の国税通則法第十九条、
第二十三条、第六十五条及び第七十条の規定の適用については、同法第十九条第一項第一号中「純損失等の金額」とあるのは「純損
失等の金額又は租税特別措置法第六十八条の二第四項第二号（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例）に規定する繰越所得稅
額控除限度超過額の総額（以下この条、第二十三条及び第七十条において「繰越所得稅額控除限度超過額」という。）」と、同条第

二項第二号中「純損失等の金額」とあるのは「純損失等の金額又はその更正に係る繰越所得税額控除限度超過額」と、同法第二十三条第一項第二号中「金額」とあるのは「金額」若しくは繰越所得税額控除限度超過額（当該申告書に關し更正があつた場合には、当該更正後の繰越所得税額控除限度超過額）と、同法第六十五条第三項第二号口中「準用する場合を含む。」若しくは第六十九条「とあるのは」準用する場合を含む。）の規定による控除をされるべき金額（租税特別措置法第六十八条の二（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例）の規定による控除をされるべき金額を含む。）、「法人税法第六十九条」と、同法第七十条第二項第二号中「純損失等の金額」とあるのは「純損失等の金額若しくは繰越所得税額控除限度超過額」と、同条第五項中「についての更正は」とあるのは「についての更正若しくは偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた繰越所得税額控除限度超過額が過大にあるものとする納税申告書を提出している場合に於ける更正は」とする。

11 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定（これらの規定を第八項において準用する場合を含む。）の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

国民年金法（昭和二十四年法律第四百十一号）（抄）

（基金の業務）

第二百二十八条（略）

2（略）

3 基金は、信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）、生命保険会社、農業協同組合連合会（昭和二十二年法律第二百二十二号）第十条第一項第八号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）又は投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。以下同じ。）と、当該基金が支給する年金又は一時金に要する費用に關して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

4・5（略）

（連合会の業務）

第二百二十七条の十五（略）

2・3（略）

4 連合会は、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は投資顧問業者と、当該連合会が支給する年金又は一時金に要する費用に關して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

5・6（略）

国税徴収法（昭和二十四年法律第四百十七号）（抄）

（清算人等の第二次納税義務）

第三十四条 法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡をしたときは、その法人に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者（前条の規定の適用を受ける者を除く。以下この条において同じ。）は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡をした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡を受けた者はその受けた財産の価額の限度において、それぞれその責に任ずる。

国税通則法（昭和二十七年法律第六十六号）（抄）

（更正）

第二十四条 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなくなつたとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

（再更正）

第二十六条 税務署長は、前二条又はこの条の規定による更正又は決定をした後、その更正又は決定をした課税標準等又は税額等が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を更正する。

（賦課決定）

第三十二条（略）

2）4（略）

5 第二十七条（国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定）、第二十八条第三項後段（決定通知書の附記事項）及び第二十九条（更正等の効力）の規定は、第一項又は第二項の規定による決定（以下「賦課決定」という。）について準用する。

（加算税の税目）

第六十九条 過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税（以下「加算税」という。）は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。

（国税の更正、決定等の期間制限）

第七十条 次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から三年を経過した日（同日前に期限後申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から二年を経過した日とのいずれか遅い日）以後においては、することができない。

- 一 更正（第二項の規定に該当するものを除く。）その更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る当該更正については、当該申告書を提出した日）
 - 二 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定 当該申告書の提出期限
 - 2 前項各号に掲げる更正又は賦課決定で次に掲げるものは、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる期限又は日から五年を経過する日まで、することができる
 - 一 納付すべき税額を減少させる更正又は賦課決定
 - 二 純損失等の金額で当該課税期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正又はこれらの金額があるものとする更正
 - 三 純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを減少させる更正
 - 四 前三号に掲げるものを除き、法定申告期限から三年を経過した日以後に期限後申告書の提出があつた国税についての更正
 - 3 第二十五条（決定）の規定による決定又はその決定後にする更正は、その決定又は更正に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書の提出がない場合にする当該決定又は更正については、政令で定める日）から五年を経過した日以後においては、することができない。
 - 4 次の各号に掲げる国税に係る賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から五年を経過した日以後においては、することができない。
 - 一 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出がなかつたもの 当該申告書の提出期限
 - 二 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税 その納税義務の成立の日
 - 5 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に關し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に掲げる期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。
 - 一 更正又は決定 その更正又は決定に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る更正については、当該申告書を提出した日）
 - 二 課税標準申告書の提出を要する国税に係る賦課決定 当該申告書の提出期限
 - 三 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定 その納税義務の成立の日
- （国税の更正、決定等の期間制限の特例）
- 第七十一条 更正決定等で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる期間の満了する日が前条の規定により更正決定等を行うことができる期間の満了する日後に到来する場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間においても、することができる。
- 一 更正決定等に係る不服申立て若しくは訴えについての判決、決定若しくは判決（以下この号において「判決等」という。）による原処分の変更又は更正の請求に基づく更正に伴つて課税標準等又は税額等に異動を生ずべき国税（当該判決等又は更正に係る国税の属する税目に属するものに限る。）で当該判決等又は更正を受けた者に係るものについての更正決定等 当該判決等又は更正

があつた日から六月間

二 申告納税方式による国税につき、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれてゐた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれてゐた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基ついてする更正（前条第二項第一号又は第二号の規定に該当するものに限る。）又は当該更正に伴い当該国税に係る加算税についてする賦課決定 当該理由が生じた日から三年間

（国税の徴収権の消滅時効）

第七十二条 国税の徴収を目的とする国の権利（以下この節において「国税の徴収権」という。）は、その国税の法定納期限（前条第一号に掲げる更正決定等により納付すべきものについては、同号に規定する裁決等又は更正があつた日とし、還付請求申告書に係る還付金の額に相当する税額が過大であることにより納付すべきもの及び国税の滞納処分費については、これらにつき徴収権を行使することができる日とし、過怠税については、その納税義務の成立の日とする。次条第三項において同じ。）から五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

2・3（略）

（時効の中断及び停止）

第七十三条（略）

2（略）

3 国税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税に係るもの時効は、当該国税の法定納期限から二年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後二年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる行為又は処分があつた場合においては当該各号に掲げる行為又は処分の区分に応じ当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該各号に掲げる日の翌日から、当該法定納期限までに当該行為又は処分があつた場合においては当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。

一 納税申告書の提出 当該申告書が提出された日

二 更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。） 当該更正決定等に係る更正通知書若しくは決定通知書又は賦課決定通知書が發せられた日

三 納税に関する告知（賦課決定通知書が發せられた国税に係るものを除く。） 当該告知に係る納税告知書が發せられた日（当該告知が当該告知書の送達に代え、口頭でされた場合には、当該告知がされた日）

四 納税の告知を受けることなくされた源泉徴収による国税の納付 当該納付の日

4・5（略）

商業登記法（昭和二十八年法律第二百二十五号）（抄）

(管轄登記所)

第一条 商業登記の事務は、当事者の営業所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が、管轄登記所としてつかさどる。

(事務の委任)

第二条 法務大臣は、一の登記所の管轄に属する事務を他の登記所に委任することができる。

(事務の停止)

第三条 登記所においてその事務を停止しなければならない事故が生じたときは、法務大臣は、期間を定めて、その停止を命ずることができる。

(登記官)

第四条 登記所における事務は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に勤務する法務事務官で、法務局又は地方法務局長が指定した者が、登記官として取り扱う。

第五条 登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族（配偶者又は四親等内の親族であつた者を含む。以下この項において同じ。）が申請人であるときは、当該登記官は、その配偶者及び四親等内の親族以外の成年者一人以上の立会いがなければ、登記をすることができない。登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族が申請人を代表して申請するときも、同様とする。

2 前項の場合には、登記官は、調書を作り、立会人と共にこれに署名押印しなければならない。

(登記簿等の持出禁止)

第七条 登記簿及びその附属書類は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。

(登記簿の滅失と回復)

第八条 登記簿の全部又は一部が滅失したときは、法務大臣は、一定の期間を定めて、登記の回復に必要な処分を命ずることができる。

(登記簿等の滅失防止)

第九条 登記簿又はその附属書類が滅失するおそれがあるときは、法務大臣は、必要な処分を命ずることができる。

(登記簿等の閲覧)

第十条 何人でも、手数料を納付して、登記簿の閲覧を請求することができる。登記簿の附属書類についても、利害関係がある部分に限り、同様とする。

(謄抄本の交付等)

第十一条 何人でも、手数料を納付して、登記簿の謄本又は抄本の交付を請求することができる。登記事項に変更がないこと、ある事項の登記がないこと又は登記簿の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明についても、同様とする。

2 何人でも、手数料のほか郵送料を納付して、登記簿の謄本若しくは抄本又は前項後段の規定による証明書の送付を請求することができる。

(印鑑証明)

第十二条 第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者、支配人又は会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）による管財人若しくは保全管理人でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の証明書に準用する。

（手数料）

第十三条 前二条の手数料の額は、物価の状況、登記簿の謄本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

2 前二条の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。

（当事者申請主義）

第十四条 登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の嘱託がなければ、することができない。

（嘱託による登記）

第十五条 官庁の嘱託による登記の手続については、法令に別段の定めがある場合を除くほか、申請による登記に関する規定を準用する。

（当事者出頭主義）

第十六条 登記の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、当事者又はその代理人が登記所に出頭してしなければならない。

2 官庁による登記の嘱託については、嘱託者又はその代理人は、登記所に出頭することを要しない。

（登記申請の方式）

第十七条 登記の申請は、書面で行わなければならない。

2 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。

一 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名及び住所

二 代理人によつて申請するときは、その氏名及び住所

三 登記の事由

四 登記すべき事項

五 登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した年月日

六 登録免許税の額及びこれにつき課税標準の金額があるときは、その金額

七 年月日

八 登記所の表示

3 （略）

（申請書の添附書面）

第十八条 代理人によつて登記を申請するには、申請書にその権限を証する書面を添附しなければならない。

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。（印鑑の提出）

第二十条 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。

2 前項の規定は、委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。

3 (略)

(受附)

第二十一条 登記官は、登記の申請書を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(受領証)

第二十二条 登記官は、登記の申請書その他の書面を受け取つた場合において、申請人の請求があつたときは、受領証を交付しなければならない。

(登記の順序)

第二十三条 登記官は、受附番号の順序に従つて登記をしなければならない。

(申請の却下)

第二十四条 登記官は、次の場合には、理由を附した決定で、申請を却下しなければならない。ただし、申請の不備が補正することができるものである場合において、申請人が即日これを補正したときは、この限りでない。

一 事件がその登記所の管轄に属しないとき。

二 事件が登記すべき事項以外の事項の登記を目的とするとき。

三 事件がその登記所においてすでに登記されているとき。

四 事件が申請の権限を有しない者の申請によるとき。

五 第十六条第一項の規定に違反して、当事者又はその代理人が出頭しないとき。

六 申請書が方式に適合しないとき。

七 第二十条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代理人の権限を証する書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書に押された印鑑が第二十条の規定により提出された印鑑と異なるとき。

八 申請書に必要な書面を添附しないとき。

九 申請書又はその添附書面の記載が申請書の添附書面又は登記簿の記載と抵触するとき。

十 登記すべき事項につき無効又は取消しの原因があるとき。

十一 申請につき經由すべき登記所を経由しないとき。

十二 同時にすべき他の登記の申請を同時にしないとき。

十三 事件が第二十七条の規定により登記することができない商号の登記又は仮登記を目的とするとき。

十四 事件が法令の規定により使用を禁止された商号の登記又は仮登記を目的とするとき。

十五 商号の登記を抹消されている会社が商号の登記をしないで他の登記を申請したとき。

十六 事件が第三十五条第三項若しくは第三十五条の二第三項の規定に違反し、又は第三十六条第一項ただし書の規定に該当すると

き。

十七 登録免許税を納付しないとき。

(提訴期間経過後の登記)

第二十五条 登記すべき事項につき訴えをもつてのみ主張することができる無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかつたときは、前条第十号の規定は、適用しない。

2 前項の場合の登記の申請書には、同項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面及び登記すべき事項の存在を証する書面を添附しなければならない。この場合には、第十八条の書面を除き、他の書面の添附を要しない。

3 会社は、その本店の所在地を管轄する地方裁判所に、第一項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面の交付を請求することができる。

(行政区画等の変更)

第二十六条 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があつたときは、その変更による登記があつたものとみなす。

第三十四条 第二十八条、第二十九条並びに第三十条第一項及び第二項の規定は、会社については、適用しない。

(本店の移転等に係る商号の仮登記)

第三十五条 会社は、その本店を移転しようとするときは移転すべき地を管轄する登記所に、その商号、目的又は商号及び目的を変更しようとするときは本店の所在地を管轄する登記所に、商号の仮登記を申請することができる。

2 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一 商号

二 目的 (第四号及び第五号に規定する商号の仮登記に限る。)

三 本店

四 本店の移転に係る商号の仮登記にあつては、本店を移転すべき市町村

五 商号の変更に係る商号の仮登記にあつては、変更により定めるべき商号

六 目的の変更に係る商号の仮登記にあつては、変更により定めるべき目的

七 商号及び目的の変更に係る商号の仮登記にあつては、変更により定めるべき商号及び目的

八 本店移転の登記又は商号、目的若しくは商号及び目的の変更の登記までの期間

3 前項第八号の期間は、本店移転の登記については三年、商号、目的又は商号及び目的の変更の登記については一年を超えることができる。

(株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記)

第三十五条の二 発起人又は社員 (以下この節において「発起人等」という。) は、株式会社又は有限会社を設立しようとするときは、本店の所在地を管轄する登記所に、商号の仮登記を申請することができる。

2 前項の規定による商号の仮登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 商号
 - 二 目的
 - 三 本店が所在すべき市町村
 - 四 発起人等の全員の氏名及び住所
 - 五 設立の登記までの期間
- 3 前項第五号の期間は、一年を超えてできない。
(商号の仮登記のための供託)
- 第三十五条の三 商号の仮登記をするには、政令で定める額の金銭を供託しなければならない。
(予定期間の伸長の登記等)
- 第三十六条 会社又は発起人等は、政令で定める額の金銭を供託して、第三十五条第二項第八号又は第三十五条第二項第五号の間(以下「予定期間」という。)の伸長の登記を申請することができる。ただし、伸長により第三十五条第三項又は第三十五条第二項の規定に反することとなるときは、この限りでない。
 - 2 会社は、第三十五条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に変更を生じたときは、その登記を申請しなければならない。ただし、次条第一項第一号又は第二号に掲げる場合は、この限りでない。
 - 3 発起人等は、第三十五条の二第二項第二号又は第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、その登記を申請しなければならない。
(商号の仮登記の抹消の申請)
- 第三十七条 会社又は発起人等は、次の場合には、商号の仮登記の抹消を申請しなければならない。
 - 一 本店の移転、目的の変更又は株式会社若しくは有限会社の設立に係る商号の仮登記をしている場合において、商号を変更したとき。
 - 二 商号、目的又は商号及び目的の変更に係る商号の仮登記をしている場合において、本店を他の市町村に移転したとき。
 - 三 商号の仮登記の必要がなくなつたとき。
 - 2 商法第三十一条及びこの法律第三十二条の規定は、会社又は発起人等が前項の規定による申請をしない場合に準用する。
(商号の仮登記の申請書の添付書類等)
- 第三十八条 商号の仮登記の申請書及び第三十六条第一項の登記の申請書には、供託物受入れの記載がある供託書の謄本を添付しなければならない。
 - 2 本店の移転に係る商号の仮登記の申請書には会社の登記簿の謄本及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を、株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記の申請書には定款を添付しなければならない。
 - 3 本店の移転に係る商号の仮登記につき第三十六条第一項又は前条第一項の規定による申請をするには、申請書に会社の代表者の資格を証する書面及び登記所が作成した会社の代表者の印鑑の証明書を添付しなければならない。
 - 4 本店の移転に係る商号の仮登記について第三十六条第二項の登記の申請書には、前項に規定する書面及び会社の本店の所在地において変更の登記をしたことを証する書面を添付しなければならない。

- 5 第三十六条第三項の登記の申請書には、発起人等の氏、名又は住所の変更の登記の申請をする場合を除き、定款を添付しなければならない。
- 6 第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の移転に係る商号の仮登記及び株式会社又は有限会社の設立に係る商号の仮登記に関する申請については、適用しない。
(商号の仮登記と第二十七条の規定の適用)
第三十九条 商号の仮登記は、第二十七条の規定の適用については、商号の登記とみなす。
(商号の仮登記の職権抹消)
第四十条 登記官は、次の場合には、商号の仮登記を抹消しなければならない。
 - 一 会社又は会社を代表すべき者が予定期間内に本店移転の登記、商号、目的若しくは商号及び目的の変更の登記又は設立の登記をしたとき。
 - 二 会社又は会社を代表すべき者が本店移転の登記、商号、目的若しくは商号及び目的の変更の登記又は設立の登記をしないで予定期間が経過したとき。
(供託金の取戻し等)
- 第四十一条 予定期間内に本店移転の登記、商号、目的若しくは商号及び目的の変更の登記又は設立の登記がされたときは、会社又は発起人等は、供託金を取り戻すことができる。ただし、第三十七条第一項第一号又は第二号に掲げる場合には、この限りでない。
- 2 商号の仮登記が抹消されたときは、前項の場合を除き、供託金は、国庫に帰属する。
(市町村の意義)
- 第四十二条 第二十七条、第三十五条第二項第四号、第三十五条の二第二項第三号及び第三十七条第一項第一号の市町村は、商法第十九条の市町村とする。
(設立の登記)
第五十五条 設立の登記は、会社を代表すべき者の申請によつてする。
 - 2 (略)
- (本店移転の登記)
第五十七条 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。第二十条第一項又は第二項の規定により新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出も、同様とする。
- 2 前項の登記の申請と旧所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。
- 3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添附を要しない。
- 第五十八条 旧所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。
- 2 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の場合を除き、遅滞なく、前条第一項の登記の申請書及びその添附書類並びに同項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

- 3 新所在地を管轄する登記所においては、前項の申請書の送付を受けた場合において、前条第一項の登記をしたとき、又はその登記の申請を却下したときは、遅滞なく、その旨を旧所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。
 - 4 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の規定により登記をした旨の通知を受けるまでは、本店移転の登記をすることができない。
 - 5 新所在地を管轄する登記所において前条第一項の登記の申請を却下したときは、旧所在地における登記の申請は、却下されたものとみなす。
- 第五十九条 第五十六条第二項の規定は、新所在地における登記に準用する。
- (解散の登記)
- 第六十一条 解散の登記において登記すべき事項は、解散の旨、その事由及び年月日とする。
 - 2 定款に定めた事由の発生による解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添附しなければならない。
 - 3 会社を代表すべき清算人の申請に係る解散の登記の申請書には、その資格を証する書面を添附しなければならない。ただし、商法第二百二十九条第二項の規定により会社を代表する清算人については、この限りでない。
- (清算結了の登記)
- 第六十四条 (略)
- 2 商法第二百二十四条の規定による登記の申請書には、清算人がその計算の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。
- (合併の登記)
- 第六十六条 合併による変更又は設立の登記においては、合併により消滅する会社(以下「消滅会社」という。)(の商号及び本店並びに合併した旨をも登記しなければならない。
- 第六十八条 (略)
- 2 第五十五条第一項の規定は、前項の登記に準用する。
- 第六十九条 合併による解散の登記の申請については、合併後存続する会社(以下「存続会社」という。)(又は合併により設立した会社(以下「新設会社」という。))を代表すべき者が消滅会社を代表する。
- 2 本店の所在地における前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に存続会社又は新設会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。
 - 3 本店の所在地における第一項の登記の申請と第六十六条の登記の申請とは、同時にしなければならない。
 - 4 申請書の添附書面に関する規定並びに第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の所在地における第一項の登記の申請については、適用しない。
- 第七十条 存続会社又は新設会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。
- 2 存続会社又は新設会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の場合において、合併による変更又は設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付し

なければならぬ。

(添附書面の通則)

第七十九条 登記すべき事項につき株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添附しなければならない。

2 登記すべき事項につき会社に一定の額の純資産が存在し、又は存在しないことを要するときは、申請書に最終の貸借対照表を添付しなければならない。

(取締役等の変更の登記)

第八十一条 取締役、代表取締役又は監査役の就任による変更の登記の申請書には、就任を承諾したことを証する書面を添附しなければならない。

2 取締役、代表取締役又は監査役の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添附しなければならない。

(名義書換代理人等の設置による変更の登記)

第八十八条 名義書換代理人又は登録機関を置いたことによる変更の登記の申請書には、定款及びこれらの者との契約を証する書面を添附しなければならない。

(更正)

第七十七条 登記に錯誤又は遺漏があるときは、当事者は、その登記の更正を申請することができる。

2 更正の申請書には、錯誤又は遺漏があることを証する書面を添附しなければならない。ただし、氏、名又は住所の更正については、この限りでない。

第八十条 登記官は、登記に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、登記をした者にその旨を通知しなければならない。ただし、その錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、登記官は、遅滞なく、監督法務局又は地方法務局長の許可を得て、登記の更正をしなければならない。

(抹消の申請)

第九十条 登記が次の各号に該当するときは、当事者は、その登記の抹消を申請することができる。

一 第二十四条第一号から第三号までに掲げる事由があること。

二 登記された事項につき無効の原因があること。ただし、訴えをもつてのみその無効を主張することができる場合を除く。

(職権抹消)

第一百条 登記官は、登記が前条第一項各号に該当することを発見したときは、登記をした者に、一月をこえない一定の期間内に書面で異議を述べないときは登記を抹消すべき旨を通知しなければならない。

2 登記官は、登記をした者の住所又は居所が知れないときは、前項の通知に代え官報で公告しなければならない。

3 登記官は、官報のほか相当と認める新聞紙に同一の公告を掲載することができる。

第百十一条 登記官は、異議を述べた者があるときは、その異議につき決定をしなければならない。

第百十二条 登記官は、異議を述べた者がいないとき、又は異議を却下したときは、登記を抹消しなければならない。

(電子情報処理組織による事務の取扱い)

第百十三条の二 法務大臣の指定する登記所(以下「指定登記所」という。)においては、法務省令の定めるところによりその事務の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登記簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもつて調製する。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

(登記事項の摘要を記載した書面の交付)

第百十三条の三 何人でも、手数料を納付して、前条第一項の登記簿に記録されている事項の摘要を記載した書面の交付を請求することができる。

(登記事項証明書の交付等)

第百十三条の四 何人でも、手数料を納付して、第百十三条の二第一項の登記簿に記録されている事項を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交付を請求し、又は手数料のほか郵送料を納付して、登記事項証明書の送付を請求することができる。

2 指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所に備えられた登記簿に記録されている事項を証明した登記事項証明書の交付の請求は、指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所においてもすることができ。

3 前項の指定は、告示してしなければならない。

4 第一項及び第二項の登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

5 登記事項証明書は、第二十八条第二項、第六十七条第三号(第七十七条において準用する場合を含む。)及び第百四条第三項の規定並びに民事訴訟法(平成八年法律第九号)、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなす。

(手数料)

第百十三条の五 前二条の手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

2 前二条の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第百十四条 登記官の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第百十四条の二 登記簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

(審査請求事由)

第百十四条の三 登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

(審査請求書)

第百十五条 審査請求をするには、登記官に審査請求書を提出しなければならない。

(審査請求事件の処理)

第百十六条 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

第百十七条 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日内に、意見を附して事件を監督法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。

第百十八条 法務局又は地方法務局長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

(行政不服審査法の規定の適用除外)

第百十九条 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第二十四条第二項から第六項まで、第三十七条第六項、第四十条第二項から第六項まで及び第四十二条の規定は、第百十四条の三の審査請求については、適用しない。

(省令への委任)

第百二十条 この法律に定めるもののほか、登記簿の調製、登記申請書の様式及び添附書面その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

所得税法(昭和四十年法律第三十二号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十三 (略)

十四 オープン型の証券投資信託 証券投資信託のうち、元本の追加信託をすることができるものをいう。

十五 四十四 (略)

四十五 源泉徴収 第四編第一章から第六章まで(源泉徴収)の規定により所得税を徴収し及び納付することをいう。

四十六 四十八 (略)

2・3 (略)

(課税所得の範囲)

第七条 所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる所得について課する。

一 三 (略)

四 内国法人 国内において支払われる第百七十四条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補て

ん金 利息 利益 差益 利益の分配 報酬及び料金並びに賞金

五 (略)

2 (略)

(非課税所得)

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 十 (略)

十一 オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち、信託財産の元本の払戻しに相当する部分として政令で定めるもの

十二 十七 (略)

2 (略)

(課税標準)

第二十二條 居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 総所得金額は、次節(各種所得の金額の計算)の規定により計算した次に掲げる金額の合計額(第七十條第一項若しくは第二項(純損失の繰越控除)又は第七十一條第一項(雑損失の繰越控除)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とする。

一 利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額(第三十三條第三項

第一号(譲渡所得の金額の計算)に掲げる所得に係る部分の金額に限る。)、及び雑所得の金額(これらの金額につき第六十九條(

損益通算)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額

二 譲渡所得の金額(第三十三條第三項第二号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。)、及び一時所得の金額(これらの金額につき

第六十九條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額の二分の一に相当する金額

3 退職所得金額又は山林所得金額は、それぞれ次節の規定により計算した退職所得の金額又は山林所得の金額(これらの金額につき

第六十九條から第七十一條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)とする。

(配当等の額とみなす金額)

第二十五條 法人(法人税法第二條第六号(定義)に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。)

の同法第二條第十四号に規定する株主等(以下この条において「株主等」という。))が当該法人から次に掲げる金銭その他の資産の

交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の同法第二條第十六号に規定する資本等の

金額(以下この条において「資本等の金額」という。))のうちその交付の基因となつた株式(出資を含む。以下この項及び次項にお

いて同じ。))に係る部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、利益の配当又は剰余

金の分配の額とみなす。

一 当該法人の資本若しくは出資の減少又は株式の消却により交付される金銭その他の資産

二 当該法人からその退社又は脱退により持分の払戻しとして交付される金銭その他の資産

三 当該法人の解散により残余財産の分配として交付される金銭その他の資産

四 当該法人の合併により交付される金銭その他の資産

2 法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、その法律の規定の適用については、当該各号に定める金額のうち当該法人の株主等が当該各号に掲げる事実の発生の時において有する株式（第一号の場合にあつては、消却されなかつた株式とする。）に対応する部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなし、かつ、当該事実の発生の時において当該法人からその株主等に対し当該金額の交付がされたものとみなす。

一 利益又は剰余金をもつてする株式の消却 その消却した株式に対応する資本の金額（当該金額がその消却に充てた利益又は剰余金の金額を超える場合には、当該利益又は剰余金の金額）

二 法人税法第二条第十八号に規定する利益積立金額の資本又は出資への組入れ 資本又は出資に組み入れた当該利益積立金額

三 解散により残余財産の一部を分配した後における継続又は合併による消滅 その分配が、まず、資本等の金額からされたものとした場合に計算される分配後の資本等の金額が、その継続又は合併に際し資本等の金額として当該法人の貸借対照表に計上されている金額に不足する場合におけるその不足額

3 第一項第一号から第三号までに掲げる金銭その他の資産の交付が二回以上にわたつて行なわれた場合における同項に規定するこの部分の金額の計算の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（税率）

第八十九条 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の五分の一に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に五を乗じて計算した金額との合計額とする。

三百二十万円以下の金額	三百三十万円を超え九百万円以下の金額	九百万円を超え千八百万円以下の金額	千八百万円を超え三千万円を超え金額
百分の十	百分の二十	百分の三十	百分の四十
			百分の五十

2 課税総所得金額 課税退職所得金額又は課税山林所得金額は、それぞれ、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から前章第四節（所得控除）の規定による控除をした残額とする。

（外国税額控除）

第九十五条 居住者が各年において外国所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を納付することとなる場合には、第八十九条から第九十二条まで（税率及び配当控除）の規定により計算したその年分の所得税の額のうち、その年において生じた所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「控除限度額」という。）を限度として、その外国所得税の額をその年分の所得税の額から控除する。

(確定所得申告)

第二百二十条 居住者は、その年分の総所得金額(退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第二章第四節(所得控除)の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条(税率)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第二百二十二条第一項(確定損失申告)の規定による申告書を提出する場合を除き、第二期(その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。)において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならぬ。

- 一 その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに第二章第四節の規定による雑損控除その他の控除の額並びに課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額又は純損失の金額
 - 二 第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定の適用を受ける場合には、その年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額並びに同条第三項に規定する平均課税対象金額
 - 三 第一号に掲げる課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額につき第三章(税額の計算)の規定を適用して計算した所得税の額
 - 四 前号に掲げる所得税の額の計算上控除しきれなかつた外国税額控除の額がある場合には、その控除しきれなかつた金額
 - 五 第一号に掲げる総所得金額若しくは退職所得金額又は純損失の金額の基礎となつた各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(当該所得税の額のうち、第二百二十七条第一項から第三項まで(年の中途中途で出国する場合の確定申告)の規定による申告書を提出したことにより、又は当該申告書に係る所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額その他政令で定める金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「源泉徴収税額」という。)がある場合には、第三号に掲げる所得税の額からその源泉徴収税額を控除した金額
 - 六 前号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた源泉徴収税額がある場合には、その控除しきれなかつた金額
 - 七 その年分の予納税額がある場合には、第三号に掲げる所得税の額(源泉徴収税額がある場合には、第五号に掲げる金額)から当該予納税額を控除した金額
 - 八 前号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた予納税額がある場合には、その控除しきれなかつた金額
 - 九 第一号に掲げる総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額、雑所得に該当しない変動所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額がある場合には、これらの金額及び一時所得、雑所得又は雑所得に該当しない臨時所得について源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額
 - 十 その年において特別農業所得者である場合には、その旨
 - 十一 第一号から第九号までに掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項
- 2 前項第七号及び第八号に規定する予納税額とは、次に掲げる税額の合計額(当該税額のうち、第二百二十七条第一項から第三項ま

での規定による申告書を提出したことにより、又は当該申告書に係る所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額がある場合には、当該金額を控除した金額をいう。

一 予定納税額

二 その年において第二百二十七条第一項の規定に該当して、第三百十条（出国の場合の確定申告による納付）又は国税通則法第三十条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付した又は納付すべき所得税の額

3 次の各号に掲げる居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合には、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる書類を当該申告書に添付し又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一 第一項の規定による申告書に雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除又は寄付金控除に関する事項の記載をする居住者 これらの控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類

二 第一項の規定による申告書に、第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に係る勤労学生控除に関する事項の記載をする居住者 これらの者に該当する旨を証する書類

三 その年において第四編第二章（給与所得に係る源泉徴収）、第三章（退職所得に係る源泉徴収）又は第三章の二（公的年金等に係る源泉徴収）の規定により源泉徴収をされる給与所得、退職所得又は第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係る雑所得を有する居住者 第二百二十六条（源泉徴収票）の規定により交付される源泉徴収票

4 その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合（当該申告書が青色申告書である場合を除く。）には、大蔵省令で定めるところにより、これらの所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

（確定申告を要しない場合）

第二百一十一条 その年において給与所得を有する居住者で、その年中に支払を受けるべき第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）の金額が二十万円以下であるものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額及び課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。ただし、不動産その他の資産をその給与所得に係る給与等の支払者の事業の用に供することによりその対価の支払を受ける場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

一 一の給与等の支払者から給与等の支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）又は第九十条（年末調整）の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、その年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下この項において「給与所得及び退職所得以外の所得金額」という。）が二十万円以下であるとき。

二 二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受け、かつ、当該給与等の全部について第八十三条又は第九十条の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合において、イ又はロに該当するとき。

イ 第九十五条第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）に規定する従たる給与等の支払者から支払を受けるその年分の給与所得に係る給与等の金額とその年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が二十万円以下であるとき。

ロ イに該当する場合を除き、その年分の給与所得に係る給与等の金額が百五十万円と社会保険料控除の額、小規模企業共済等掛金控除の額、生命保険料控除の額、損害保険料控除の額、障害者控除の額、老年者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額との合計額以下で、かつ、その年分の給与所得及び退職所得以外の所得金額が二十万円以下であるとき。

2 (略)

(確定損失申告)

第二百二十二条 居住者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その年の翌年以後において第七十条第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）若しくは第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）の規定の適用を受け、又は第四百二十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）の規定による還付を受けようとするときは、第三期において、税務署長に対し、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

- 一 その年において生じた純損失の金額がある場合
- 二 その年において生じた雑損失の金額がその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をこえる場合
- 三 その年の前年以前三年内の各年において生じた純損失の金額及び雑損失の金額（第七十条第一項若しくは第二項又は第七十一条第一項の規定により前年以前において控除されたもの及び第四百二十二条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次項第二号において同じ。）の合計額が、これらの金額を控除しないで計算した場合のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をこえる場合
- 2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 その年において生じた純損失の金額及び雑損失の金額
 - 二 その年の前年以前三年内の各年において生じた純損失の金額及び雑損失の金額
 - 三 その年において生じた雑損失の金額がある場合には、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
 - 四 第二号に掲げる純損失の金額又は雑損失の金額がある場合には、これらの金額を控除しないで計算した場合のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
 - 五 第七十条第一項若しくは第二項又は第七十一条第一項の規定により翌年以後において総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算上控除することができる純損失の金額及び雑損失の金額
 - 六 その年において第九十五条（外国税額控除）の規定による控除をされるべき金額がある場合には、当該金額
 - 七 第一号に掲げる純損失の金額又は第三号若しくは第四号に掲げる総所得金額若しくは退職所得金額の計算の基礎となつた各種所得に係る第二百二十条第一項第五号（確定所得申告）に規定する源泉徴収税額がある場合には、当該源泉徴収税額
 - 八 その年分の第二百二十条第二項に規定する予納税額がある場合には、当該予納税額
 - 九 第一号から第五号までに掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項
- 3 第二百二十条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による申告書の提出について準用する。
(年の中途で出国をする場合の確定申告)

第二百二十七条 居住者は、年の中途において出国をする場合において、その年一月一日からその出国の時までの間における総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額について、第二百二十条第一項（確定所得申告）の規定による申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、第三項の規定による申告書を提出する場合を除き、その出国の時までに、税務署長に対し、その時の現況により同条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

2 居住者は、年の中途において出国をする場合において、その年一月一日からその出国の時までの間における総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額について、第二百二十二条第一項（還付を受けるための申告）の規定による申告書を提出することができる場合に該当するときは、前項の規定による申告書を提出すべき場合及び次項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、税務署長に対し、その時の現況により第二百二十条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

3 居住者は、年の中途において出国をする場合において、その年一月一日からその出国の時までの間における純損失の金額若しくは雑損失の金額又はその年の前年以前三年内の各年において生じたこれらの金額について、第二百二十三条第一項（確定損失申告）の規定による申告書を提出することができる場合は、その出国の時までに、税務署長に対し、その時の現況により同条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。

4 第二百二十条第三項及び第四項の規定は、前三項の規定による申告書の提出について準用する。
（非居住者に対する課税の方法）

第六十四條 非居住者に対して課する所得税の額は、次の各号に掲げる非居住者の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得について、次節第一款（非居住者に対する所得税の総合課税）の規定を適用して計算したところによる。

一 国内に支店、工場その他事業を行う一定の場所で政令で定めるものを有する非居住者 すべて国内源泉所得

二 国内において建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供（以下この条において「建設作業等」という。）を一年を超えて行う非居住者（前号に該当する者を除く。） 次に掲げる国内源泉所得

イ 第六十一条第一号から第三号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得

ロ 第六十一条第四号から第十二号までに掲げる国内源泉所得のうち、その非居住者が国内において行う建設作業等に係る事業に帰せられるもの

三 国内に自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの（以下この条において「代理人等」という。）を置く非居住者（第一号に該当する者を除く。） 次に掲げる国内源泉所得

イ 第六十一条第一号から第三号までに掲げる国内源泉所得

ロ 第六十一条第四号から第十二号までに掲げる国内源泉所得のうち、その非居住者が国内においてその代理人等を通じて行う事業に帰せられるもの

四 前二号に掲げる非居住者以外の非居住者 次に掲げる国内源泉所得

イ 第六十一条第一号及び第一号の二に掲げる国内源泉所得のうち、国内にある資産の運用若しくは保有又は国内にある不動産の譲渡により生ずるものその他政令で定めるもの

ロ 第六十一条第二号及び第三号に掲げる国内源泉所得

2 次の各号に掲げる非居住者が当該各号に掲げる国内源泉所得を有する場合には、当該非居住者に対して課する所得税の額は、前項の規定によるもののほか、当該各号に掲げる国内源泉所得について第二節（非居住者に対する所得税の分離課税）の規定を適用して計算したところによる。

一 前項第二号又は第三号に掲げる非居住者 第六十一条第四号から第十二号までに掲げる国内源泉所得のうち、前項第二号に規定する建設作業等に係る事業又は同項第三号に規定する代理人等を通じて行う事業に帰せられるもの以外のもの

二 前項第四号に掲げる非居住者 第六十一条第四号から第十二号までに掲げる国内源泉所得
（総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算）

第六十五条 前条第一項各号に掲げる非居住者の当該各号に掲げる国内源泉所得について課する所得税（以下この節において「総合課税に係る所得税」という。）の課税標準及び所得税の額は、当該各号に掲げる国内源泉所得について、政令で定めるところにより、前編第一章から第四章まで（居住者に係る所得税の課税標準、税額等の計算）（第七十三条から第七十七条まで（医療費控除等））、第七十九条から第八十五条まで（障害者控除等）及び第九十五条（外国税額控除）を除く。）の規定に準じて計算した金額とする。
（申告、納付及び還付）

第六十六条 前編第五章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての申告、納付及び還付について準用する。この場合において、第二百二十条第三項第三号（確定所得申告）中「又は」とあるのは「若しくは」と、「居住者」とあるのは「非居住者又は国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者」と、「源泉徴収票」とあるのは「源泉徴収票又は収入及び支出に関する明細書で大蔵省令で定めるもの」と、同条第四項中「業務を行う居住者」とあるのは「業務を国内において行う非居住者」と、第四百二十二条（青色申告）中「業務を行なう」とあるのは「業務を国内において行う」と、第四百四十二条（青色申告の承認の申請）及び第四百四十七条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）中「業務を開始した」とあるのは「業務を国内において開始した」と読み替えるものとする。

（内国法人に係る所得税の課税標準）

第七十四条 内国法人に対して課する所得税の課税標準は、その内国法人が国内において支払を受けるべき次に掲げるものの額（第十一号に掲げる賞金については、その額から政令で定める金額を控除した残額）とする。

一 第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等

二 第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等

三 定期積金に係る契約に基づく給付補てん金（当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金銭の額から当該契約に基づき払い込んだ掛金の額の合計額を控除した残額に相当する部分をいう。）

四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項（定義等）の契約に基づく給付補てん金（当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金銭の額から当該契約に基づき払い込むべき掛金の額として政令で定めるものの合計額を控除した残額に相当する部分をいう。）

五 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項（証券の交付）に規定する抵当証券に基づき締結された当該抵当証券に記載された債権の元本及び利息の支払等に関する事項を含む契約として政令で定める契約により支払われる利息

六 金その他の貴金属その他これに類する物品で政令で定めるものの買入れ及び売戻しに関する契約で、当該契約に定められた期日において当該契約に定められた金額により当該物品を売り戻す旨の定めがあるものに基づき利益（当該物品の当該売戻しをした場合の当該金額から当該物品の買入れに要した金額を控除した残額をいう。）

七 外国通貨で表示された預貯金でその元本及び利子をあらかじめ約定した率により本邦通貨に換算して支払うこととされているものの差益（当該換算による差益として政令で定めるものをいう。）

八 生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済に係る契約で保険料又は掛金を一時に支払うこと（これに準ずる支払方法として政令で定めるものを含む。）その他政令で定める事項をその内容とするものうち、保険期間又は共済期間（以下の号において「保険期間等」という。）が五年以下のもの及び保険期間等が五年を超えるものでその保険期間等の初日から五年以内に解約されたものに基づき差益（これらの契約に基づき満期保険金、満期返戻金若しくは満期共済金又は解約返戻金の金額からこれらの契約に基づき支払った保険料又は掛金の額の合計額を控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）

九 匿名組合契約（これに準ずるものを含む。）で政令で定めるものに基づき利益の分配

十 映画又は演劇の俳優その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金（不特定多数の者から受けるものを除く。）

十一 馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの

（内国法人に係る所得税の税率）

第一百七十五条 内国法人に対して課する所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 前条第一号に掲げる利子等又は同条第三号から第八号までに掲げる給付補てん金、利息、利益若しくは差益 その金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額

二 前条第二号に掲げる配当等又は同条第九号に掲げる利益の分配 その金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額

三 前条第十号に掲げる報酬又は料金 その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

四 前条第十一号に掲げる賞金 その金額から政令で定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

（外国法人に係る所得税の課税標準）

第一百七十八条 外国法人に対して課する所得税の課税標準は、その外国法人が支払を受けるべき第一百六十一条第一号の二から第七号まで及び第九号から第十二号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（政令で定めるものを除く。）の金額（第一百六十九条第一号、第二号、第四号及び第五号（分離課税に係る所得税の課税標準）に掲げる国内源泉所得については、これらの規定に定める金額）とする。

（外国法人に係る所得税の税率）

第一百七十九条 外国法人に対して課する所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前条に規定する国内源泉所得（次号及び第三号に掲げるものを除く。） その金額（第一百六十九条第二号、第四号及び第五号（分離課税に係る所得税の課税標準）に掲げる国内源泉所得については、これらの規定に定める金額）に百分の二十の税率を乗じて

計算した金額

- 二 第六十一条第一号の二（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得 その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額
- 三 第六十一条第四号及び第十一号に掲げる国内源泉所得 その金額（第六十九条第一号に掲げる国内源泉所得については、同号に定める金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額

（徴収税額）

第八十二条 前条の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

- 一 利子等 その金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額
 - 二 配当等 その金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額
- （源泉徴収義務）

第十二条 非居住者に対し国内において第六十一条第一号の二から第十二号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の支払をする者又は外国人に対し国内において同条第一号の二から第七号まで若しくは第九号から第十二号までに掲げる国内源泉所得（第八十条第一項（国内に恒久的施設を有する外国人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）の規定に該当するものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、これらの国内源泉所得について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

2 前項に規定する国内源泉所得の支払が国外において行なわれる場合において、その支払をする者が国内に住所若しくは居所を有し、又は国内に事務所、事業所その他これらに準ずるものを有するときは、その者が当該国内源泉所得を国内において支払うものと同様にして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「翌月十日まで」とあるのは、「翌月末日まで」とする。

3 内国法人に対し国内において第七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、報酬若しくは料金又は賞金（これらのうち第七十六条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）又は第七十七条第一項（内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例）の規定に該当するものを除く。）の支払をする者は、その支払の際、当該利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、報酬若しくは料金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4 （略）

（徴収税額）

第十三条 前条第一項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 前条第一項に規定する国内源泉所得（次号及び第三号に掲げるものを除く。） その金額（次に掲げる国内源泉所得については、それぞれ次に定める金額）に百分の二十の税率を乗じて計算した金額
 - イ 第六十一条第八号ロ（国内源泉所得）に掲げる年金 その支払われる年金の額から十二万円（その支払を受ける非居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万円）にその支払われる年金の額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した残額
 - ロ 第六十一条第九号に掲げる賞金 その金額（金銭以外のもので支払われる場合には、その支払の時ににおける価額として政令で定めるところにより計算した金額）から五十万円を控除した残額

- 八 第六十一条第十号に掲げる年金 同号に規定する契約に基づいて支払われる年金の額から当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金の額のうちその支払われる年金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額
- 二 第六十一条第一号の二に掲げる国内源泉所得 その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額
- 三 第六十一条第四号及び第十一号に掲げる国内源泉所得 その金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額
- 2 前条第三項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。
- 一 前条第三項に規定する利子等、給付補てん金、利息、利益又は差益 その金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額
- 二 前条第三項に規定する配当等又は利益の分配 その金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額
- 三 前条第三項に規定する報酬又は料金 その金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額
- 四 前条第三項に規定する賞金 その金額（金銭以外のもの）で支払われる場合には、その支払の時における価額として政令で定めるところにより計算した金額）から政令で定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

法人税法（昭和四十年法律第二十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 九（略）
- 十 同族会社 株主等の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する株式の総数又は出資の金額の合計額がその会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上に相当する会社をいう。
- 十一 十九（略）
- 二十 欠損金額 各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額をいう。
- 二十一 たな卸資産 商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券を除く。）でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。
- 二十二 三十（略）
- 三十一 確定申告書 第七十四条第一項（確定申告）（第四百五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。
- 三十二 四十二（略）
- 四十三 更正 国税通則法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正をいう。
- 四十四 決定 第十九条（納税地指定の処分）の取消しがあつた場合の申告等の効力）の場合を除き、国税通則法第二十五条（決定）

の規定による決定をいう。

四十五、四十八（略）

（事業年度の意義）

第十三条 この法律において「事業年度」とは、営業年度その他これに準ずる期間（以下この章において「営業年度等」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄付行為、規則若しくは規約（以下この章において「定款等」という。）に定めるものをいい、法令又は定款等に営業年度等の定めがない場合には、次項の規定により納税地の所轄税務署長に届け出た営業年度等又は第三項の規定により納税地の所轄税務署長が指定した営業年度等若しくは第四項に規定する期間をいう。ただし、これらの期間が一年をこえる場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。

2 法令及び定款等に営業年度等の定めがない法人は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる日以後二月以内に、営業年度等を定めてこれを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一 内国法人 設立の日（内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を開始した日）

二 外国法人 第四百一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日又は当該外国法人に該当しないで第三百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第四百四十一条第四号に掲げる国内源泉所得で第三百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日（外国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、第四百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日）

3 前項の規定による届出をすべき法人（人格のない社団等を除く。）がその届出をしない場合には、納税地の所轄税務署長は、その営業年度等を指定し、当該法人に対し、書面によりその旨を通知する。

4 第二項の規定による届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その人格のない社団等の営業年度等は、その年の一月一日（同項第一号に掲げる収益事業を開始した日又は同項第二号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日の属する年については、これらの日）から十二月三十一日までの期間とする。

（みなし事業年度）

第十四条 次の各号に規定する法人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

一 内国法人である普通法人又は協同組合等が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をした場合、その事業年度開始の日から解散の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度の末日までの期間

二 法人が事業年度の中途において合併により消滅した場合、その事業年度開始の日から合併の日までの期間

三 清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合、その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間

四 内国法人である普通法人又は協同組合等で清算中のものが事業年度の中途において継続した場合、その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間及び継続の日からその事業年度の末日までの期間

五 第四百四十一条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）のうちいずれかの号に掲げる外国法人に該当する法人が事業年度中途において当該各号のうち他のいずれかの号に掲げる外国法人に該当することとなった場合（同条第二号及び第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当していた法人がこれらのうちいずれか一のみ該当することとなった場合を含む。）その事業年度開始の日からその該当することとなった日の前日までの期間及びその該当することとなった日からその事業年度の末日までの期間

六 第四百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が、事業年度中途において、国内において新たに第三百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を開始し、又は当該事業を廃止した場合、その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日又は当該事業の廃止の日までの期間及びこれらの日の翌日からその事業年度の末日までの期間（当該事業の開始の日の属する事業年度中途において当該事業を廃止した場合には、その事業年度開始の日から当該事業の開始の日の前日までの期間、当該事業の開始の日から当該事業の廃止の日までの期間及び同日の翌日からその事業年度の末日までの期間）

（受取配当等の益金不算入）

第二十三条 内国法人が受ける次に掲げる金額（外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受けるものを除く。以下この条において「配当等の額」という。）のうち、特定株式等以外の株式等（株式、出資又は受益証券をいう。以下この条において同じ。）に係る配当等の額の百分の八十に相当する金額及び特定株式等に係る配当等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一 利益の配当（商法第二百九十二条ノ五第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。次号において同じ。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。次号において同じ。）の額

二 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額のうち、内国法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額から成るものとして政令で定めるところにより計算した金額

2 前項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（次条第一項又は第二項の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額を除く。以下この項において同じ。）の元本である株式等をその配当等の額の計算の基礎となつた期間の末日以前一月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該株式等と銘柄を同じくする株式等を同日後二月以内に譲渡した場合における当該譲渡した株式等のうち政令で定めるものの配当等の額については、適用しない。

3 第一項の場合において、同項の内国法人が当該事業年度において支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）があるときは、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額の合計額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 その保有する特定株式等以外の株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該特定株式等以外の株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該配当等の額の合計額を限度とする。）を控除した金額

二 その保有する特定株式等につき当該事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該特定株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該配当等の額の合計額を限度とする。）を控除した金額

4 第一項及び前項に規定する特定株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の発行済株式

の総数又は出資金額の百分の二十五以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合として政令で定める場合における当該他の内国法人の株式又は出資をいう。

5 第一項の規定は、確定申告書に益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

6 税務署長は、第一項の規定により益金の額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

(寄附金の損金不算入)

第三十七条 内国法人が、各事業年度において寄附金を支出した場合において、その寄附金の額につきその確定した決算において利益又は剰余金の処分による経理(利益積立金額をその支出した寄附金に充てる経理を含む。)をしたときは、第三項各号(同項第三号を第五項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する寄附金の額を除き、その経理をした金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額(前項の規定の適用を受けた寄附金の額を除く。次項において同じ。)の合計額のうち、その内国法人の資本等の金額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「損金算入限度額」という。)を超える部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3 前項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに次の各号に規定する寄附金の額があるときは、当該各号に規定する寄附金の額の合計額は、同項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、内国法人である公益法人等が支出した第三号に規定する寄附金の額については、この限りでない。

一 国又は地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定による港務局を含む。)に対する寄附金(その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。)の額の合計額

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金(当該法人の設立のためにされる寄附金その他の当該法人の設立前においてされる寄附金で政令で定めるものを含む。)のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより大蔵大臣が指定したものの額の合計額

イ 広く一般に募集されること。

ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

三 公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金(前二

- 号に規定する寄附金に該当するものを除く。)の額の合計額(当該合計額が当該事業年度に係る損金算入限度額を超える場合には、当該損金算入限度額に相当する金額)
- 4 内国法人である公益法人等がこの収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額は、この収益事業に係る寄附金の額とみなして、第二項の規定を適用する。
 - 5 内国法人が特定公益信託(信託法(大正十一年法律第六十二号)第六十六条(公益信託)に規定する公益信託で信託終了の時ににおける信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであること)について政令で定めるところにより証明がされたものをいう。)の信託財産とするために支出した金銭の額は、寄附金の額とみなして第一項から第三項まで、第八項及び第九項の規定を適用する。この場合において、第三項第三号中「の額」とあるのは、「の額(第五項に規定する特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭の額を含む。)」とするほか、この項の規定の適用を受けるための手続に關し必要な事項は、政令で定める。
 - 6 前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いづれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与(広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。以下この条において同じ。)をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時ににおける価額又は当該経済的な利益その供与の時ににおける価額によるものとする。
 - 7 内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額又は当該経済的な利益のその供与の時ににおける価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、前項の寄附金の額に含まれるものとする。
 - 8 第三項の規定は、確定申告書に第二項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる金額の記載及び同項各号に規定する寄附金の明細書の添付があり、かつ、大蔵省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により第二項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。
 - 9 税務署長は、第二項の規定により第二項に規定する寄附金の額の合計額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合において、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつた金額につき第三項の規定を適用することができる。
 - 10 大蔵大臣は、第二項第二号の指定をしたときは、これを告示する。
(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)
- 第五十七条 確定申告書を提出する内国法人の各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額(この項の規定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十一条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。)がある場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該欠損金額に相当する金額が当該欠損金額につき本文の規定

を適用しないものとして計算した場合における当該各事業年度の所得の金額（当該欠損金額の生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額に相当する金額で本文又は次条第一項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものがある場合には、当該損金の額に算入される金額を控除した金額）をこえる場合は、そのこえる部分の金額については、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の内国法人が欠損金額の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）

第六十一条 協同組合等が各事業年度において支出する次に掲げる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中に取り扱った物の数量、価額その他その協同組合等の事業を利用した分量に応じて分配する金額

二 その組合員その他の構成員に対しその者が当該事業年度中にその協同組合等の事業に従事した程度に応じて分配する金額

2・3 （略）

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）

第七十条 内国法人の提出した確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得の金額をこえ、かつ、そのこえる金額のうち事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該事業年度の所得に対する法人税につき更正をしたときは、当該事業年度の所得に対する法人税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額で当該仮装して経理した金額に係るものは、国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当等）の規定にかかわらず、当該更正の日の属する事業年度開始の日から五年以内に開始する各事業年度（その内国法人が合併により消滅した場合には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）の所得に対する法人税の額から順次控除する。

2 前項に規定する更正をしたことに伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の所得の金額を減少させる更正があつた場合において、その更正により減少する部分の所得の金額のうち同項に規定する更正に係る事業年度において仮装して経理した金額に係るものがあるときは、当該金額は、当該各事業年度において同項の内国法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、同項の規定を適用する。

3 前二項の規定は、第一項の内国法人が合併により消滅した後、その内国法人の同項に規定する事業年度の所得に対する法人税につき同項に規定する更正又は前項に規定する各事業年度の所得の金額を減少させる更正があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該更正の日」とあるのは、「その内国法人を合併した法人の当該更正の日」と読み替えるものとする。

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）

第七十二条 中間申告書を提出すべき内国法人である普通法人が当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして当該期間に係る課税標準である所得の金額又は欠損金額を計算した場合には、その普通法人は、その提出する中間申告書に、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該所得の金額又は欠損金額
 - 二 当該期間を一事業年度とみなして前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）（第六十七条（同族会社の特別税率）及び第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）を除く。）の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額
 - 三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項
- 2・3 （略）
- （確定申告による納付）
- 第七十七条 第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同項二号に掲げる金額（同項第四号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。
- （退職年金等積立金の額の計算）
- 第八十四条 退職年金業務等（適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る信託、生命保険、生命共済、損害保険、預貯金の受入れ又は有価証券の購入及び当該購入に係る有価証券の保管の受託の業務をいう。以下この章において同じ。）を行う内国法人の各事業年度の退職年金等積立金の額は、当該事業年度開始の時にける退職年金等積立金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額とする。
- 2・4 （略）
- （退職年金等積立金に係る中間申告）
- 第八十八条 退職年金業務等を行なう内国法人は、その事業年度が六月をこえる場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。
- 一 当該事業年度開始の日以後六月の期間を一事業年度とみなして計算した場合における当該期間に係る課税標準である退職年金等積立金の額
 - 二 前号に掲げる退職年金等積立金の額につき前条の規定を適用して計算した法人税の額
 - 三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項
- （解散による清算所得の金額の計算）
- 第九十三条 内国普通法人等の解散による清算所得の金額は、その残余財産の価額からその解散の時にける資本等の金額と利益積立金額等との合計額を控除した金額とする。
- 2 前項に規定する利益積立金額等とは、次に掲げる金額の合計額をいう。
- 一 解散の時にける利益積立金額
 - 二 清算中に内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）から受けた第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額（同条第二項の規定に該当するものを除く。）がある場合には、次に掲げる金額の合計額
- イ 第二十三条第一項に規定する特定株式等以外の株式等に係る当該配当等の額の合計額から清算中に支払った負債の利子（これ

に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）の額のうち当該特定株式等以外の株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該配当等の額の合計額を限度とする。）を控除した金額の百分の八十に相当する金額

ロ 第二十三条第一項に規定する特定株式等に係る当該配当等の額の合計額から清算中に支払った負債の利子の額のうち当該特定株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該配当等の額の合計額を限度とする。）を控除した金額

三 第二十六条第一項各号（還付金等の益金不算入）に掲げる金額（当該金額のうち、第二条第十八号（定義）に規定する法人税並びに同号に規定する道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。）で、清算中に還付を受け、又は未納の国税若しくは地方税に充当をされたもの及び第二十六条第二項に規定する外国法人税の額で清算中に還付を受けたものうち同項に規定する控除対象外国法人税の額が還付された部分として政令で定める金額

（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）

第百条 内国普通法人等が清算中に所得税法第七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、報酬若しくは料金又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課された所得税の額は、政令で定めるところにより、その内国普通法人等の清算所得に対する法人税の額から控除する。

2 前項の規定は、清算確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

3 税務署長は、第一項に規定する所得税の額の全部又は一部につき前項の記載がない清算確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

（清算中の所得に係る予納申告）

第百二条 内国普通法人等は、その清算中の各事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）の終了の日の翌日から二月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われる場合には、その行われる日の前日まで）に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該事業年度の所得を解散をしていない内国普通法人等の各事業年度の所得とみなして計算した場合における当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額

二 当該事業年度の所得を解散をしていない内国普通法人等の所得とみなして前号に掲げる所得の金額につき第一章第二節（税額の計算）（第六十七条（同族会社の特別税率）及び第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）を除く。）の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

三 当該事業年度中に残余財産の一部の分配をしている場合において、その分配に係る残余財産分配予納申告書に記載すべき次条第一項第一号に掲げる金額があるときは、当該金額（当該事業年度中に二回以上残余財産の一部の分配をしている場合には、これらの分配に係る当該金額の合計額）に百分の三十四・五（協同組合等については、百分の二十五）を乗じて計算した金額

四 第二号に掲げる法人税の額から前号に掲げる金額を控除した金額

五 第六十八条及び第六十九条（所得税額等の控除）の規定による控除をされるべき金額で第二号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額（第三号に掲げる金額がある場合には、当該控除をされるべき金額のうち、当該控除をしないものとして計算した場合における第二号に掲げる法人税の額から第三号に掲げる金額を控除した金額を超える部分の金額）

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2.3 (略)

(残余財産の一部分配に係る予納申告)

第二百三条 内国普通法人等は、その清算中に残余財産の分配をしようとする場合において、その分配をしようとする残余財産の価額がその解散の時ににおける資本等の金額及び利益積立金額（その解散の時からその分配をしようとする時までの間に生じた利益積立金額がある場合には、当該利益積立金額を含む。以下この項において同じ。）の合計額（既に残余財産の一部の分配をしている場合には、その分配をした残余財産の価額に相当する金額を控除した金額。以下この項において同じ。）をこえるときは、残余財産の全部の分配をする場合を除き、分配のつど、その分配の日の前日までに、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならぬ。

一 その分配をしようとする残余財産の価額のうちその解散の時ににおける資本等の金額及び利益積立金額の合計額をこえる部分の金額

二 前号に掲げる金額を第九十三条（解散による清算所得の金額の計算）に規定する解散による清算所得の金額とみなし、かつ、第九十九条第一項又は第二項（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率）に規定する法人の区分に応じこれらの規定を適用して計算した場合における法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 (略)

(清算確定申告)

第四百四条 清算中の内国普通法人等は、その残余財産が確定した場合には、その確定した日の翌日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行なわれる場合には、その行なわれる日の前日まで）に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 課税標準である解散による清算所得の金額

二 前号に掲げる解散による清算所得の金額につき前款（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額

三 第三百条第一項（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

四 その内国普通法人等が第三百一条第一項（清算中の所得に係る予納申告）又は前条第一項の規定による申告書を提出すべき法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る清算中の予納額を控除した金額

五 前号に規定する清算中の予納額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた金額

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 (略)

(租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得)

第百二十九条 日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約において国内源泉所得につき前条の規定と異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける法人については、同条の規定にかかわらず、国内源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その条約に定めるところによる。この場合において、その条約が同条第二号から第十一号までの規定に代わつて国内源泉所得を定めているときは、この法律中これらの号に規定する事項に関する部分の適用については、その条約により国内源泉所得とされたものをもつてこれに対応するこれらの号に掲げる国内源泉所得とみなす。

(所得税額の控除)

第百四十四条 第六十八条(内国法人に係る所得税額の控除)の規定は、外国法人が各事業年度において第百四十一条各号(外国法人に係る法人税の課税標準)に掲げる外国法人の区分に應じ当該各号に掲げる国内源泉所得で所得税法の規定により所得税を課されるもの(同法第六十一条第五号(内国法人から受ける配当等)に掲げる配当等で政令で定めるものを除く。)の支払を受ける場合について準用する。この場合において、第六十八条第一項中「所得税の額」とあるのは「所得税の額(所得税法第六十一条第二号(国内源泉所得)に掲げる対価につき同法第二百十二条第一項(非居住者又は外国法人の所得に係る源泉徴収義務)の規定により徴収された所得税については、その額のうち、同法第二百五十五条(非居住者の人的役務の提供による給与等に係る源泉徴収の特例)の規定により同項の規定による徴収が行われたものとみなされる同法第六十一条第八号に掲げる給与、報酬又は年金に対応する部分の金額を除く。)」と、同条第二項中「利子及び配当等」とあるのは「当該国内源泉所得」と読み替えるものとする。

外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 外国証券会社 次条第一項の登録を受けた外国証券業者をいう。

三 八 (略)

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)(抄)

(会計監査人の職務を行うべき社員の指名)

第五条 会計監査人に選任された監査法人は、その職務を行うべき社員を指名し、これを会社に通知しなければならない。この場合において、前条第二項第二号に掲げる者を指名することができない。

(会計監査人の解任)

第六条 会計監査人は、何時でも、株主総会の決議をもって解任することができる。

2 前項の規定により解任された会計監査人は、その解任について正当な理由がある場合を除き、会社に対しこれによつて生じた損害の賠償を請求することができる。

3 (略)

第六条の二 会計監査人は、次の各号の一に該当するときは、監査役会の決議をもって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監査役会が選任した監査役は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告しなければならない。

3 第一項の規定により解任された会計監査人は、前項の株主総会に出席して意見を述べることができる。

(会計監査人の選任等についての意見陳述)

第六条の三 会計監査人は、会計監査人の選任、不再任又は解任について、株主総会に出席して意見を述べることができる。

(会計監査人の欠けた場合等の処置)

第六条の四 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役会は、その決議をもつて一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 第四条、第五条及び第六条の二の規定は、前項の職務を行うべき者について準用する。

(会計監査人の権限等)

第七条 会計監査人は、何時でも、会社の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役及び支配人その他の使用人に対し、て会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、子会社に対して会計に関する報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

4 商法第二百七十四条ノ三第二項の規定は、前項の場合について準用する。

5 (略)

(会計監査人の損害賠償責任)

第九条 会計監査人がその任務を怠つたことにより会社に損害を生じさせたときは、その会計監査人は、会社に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

第十条 会計監査人が重要な事項について第十二条第一項の監査報告書に虚偽の記載をしたことにより第三者に損害を生じさせたときは、その会計監査人は、その第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。ただし、その職務を行うついでに注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(会計監査人、取締役及び監査役の連帯責任)

第十一条 会計監査人が会社又は第三者に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、取締役又は監査役もその責めに任ずべきときは、その会計監査人、取締役及び監査役は、連帯債務者とする。

(定時総会における会計監査人の意見陳述)

第十七条 (略)

2 定時総会において会計監査人の出席を求める決議があつたときは、会計監査人は、定時総会に出席して意見を述べなければならぬ。

(書面による議決権の行使)

第二十一条の三 前条の会社にあつては、株主総会に出席しない株主は、書面によつて議決権を行使することができる。

2 前項の会社にあつては、株主総会の招集の通知に株主が議決権を行使するための書面を添付しなければならない。

3 書面による議決権の行使は、前項の書面に必要な事項を記載し、これを株主総会の会日の前日までに第一項の会社に提出して行う。

4 書面によつて行使した議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入する。

5 第二項の書面の様式は、法務省令で定める。

6 商法第二百三十九条第五項及び第六項の規定は、第三項の規定により提出された書面について準用する。

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「投資顧問業」とは、顧客に対して投資顧問契約に基づく助言を行う営業をいう。

3 この法律において「投資顧問業者」とは、第四条の登録を受けて投資顧問業を営む者をいう。

4 この法律において「投資一任契約」とは、次に掲げる契約をいう。

一 (略)

二 投資顧問業者が、顧客から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されること並びに当該一任された投資判断及び当該委任された権限の全部

又は一部を政令で定める者に再委任することを内容とする契約

5) 13 (略)

(登録)

第四条 投資顧問業を営もうとする者は、金融再生委員会の登録を受けなければならない。ただし、外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人で外国において投資顧問業を営む者が、認可投資顧問業者その他政令で定める者のみを相手方として投資顧問業を営もうとする場合は、この限りでない。

(標識の掲示)

第十一条 投資顧問業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、総理府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 投資顧問業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第十二条 投資顧問業者は、自己の名義をもつて、他人に投資顧問業を営ませてはならない。

(広告等の規制)

第十三条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業の内容について広告をするときは、総理府令で定めるところにより、第十八条及び第十九条の規定に関する事項を表示しなければならない。

2 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して広告をするときは、自ら行った有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言の実績その他総理府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

3 投資顧問業者は、第四条の登録を受けていることにより金融再生委員会が当該投資顧問業者を推薦し、又はその行う助言の内容について保証しているかのように人を誤認させるような表示をしてはならない。

(契約締結前の書面の交付)

第十四条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結しようとするときは、総理府令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を事前に顧客に交付しなければならない。

一 投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 報酬に関する事項

三 第十八条から第二十条までの規定に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

(契約締結時の書面の交付)

第十五条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結したときは、遅滞なく、総理府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面を顧客に交付しなければならない。

一 投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

- 三 助言の内容及び方法
- 四 報酬の額及び支払の時期
- 五 契約の解除に関する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。）
- 六 賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
- 七 前各号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

（認可）

第二十四条 投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務を行おうとするときは、その行おうとする業務の内容及び方法を定めて、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

2・3 （略）

（忠実義務）

第三十条の二 認可投資顧問業者（第二条第四項第二号に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者を含む。次条において同じ。）は、法令及び投資一任契約の本旨に従い、顧客のため忠実に投資一任契約に係る業務を行わなければならない。

（禁止行為）

第三十条の三 認可投資顧問業者は、その行う投資一任契約に係る業務に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 投資一任契約の締結又は解除に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をすること。
 - 二 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を負担することを約すること。
 - 三 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、特別の利益を提供することを約すること。
 - 四 その認可投資顧問業者が行った投資により生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はその認可投資顧問業者が行った投資により生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること（自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。）。
 - 五 投資顧問契約又は投資一任契約を締結した顧客相互間において、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することとなる取引その他の政令で定める取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。
 - 六 特定の有価証券等に関し、認可投資顧問業者が行った投資に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない投資判断に基づく投資を行うこと。
 - 七 通常の取引の条件と異なる条件であり、かつ、当該条件での取引が当該顧客の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと（第五号に掲げる行為に該当するものを除く。）。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為
- 2 認可投資顧問業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 認可投資顧問業者の利害関係人（当該認可投資顧問業者の過半数の株式を所有していることその他の当該認可投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。）である証券投資信託委託業者が運用の指図を行う

信託財産に係る受益者の利益を図るため、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 認可投資顧問業者の利害関係人である証券会社又は登録金融機関の利益を図るため、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を内容とした投資を行うこと。

三 認可投資顧問業者の利害関係人である証券会社が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした投資判断に基づく投資を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして総理府令で定める行為

(準用規定)

第三十三条 第十二条、第十三条(第一項を除く。)、第十四条(第三号を除く。)、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十条までの規定は、投資顧問業者が認可投資顧問業者として投資一任契約に係る業務を行う場合に準用する。この場合において、第十二条第二項中「自ら行つた有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言」とあるのは「投資一任契約を締結している顧客から一任されて行つた投資」と、同条第三項中「第四条の登録」とあるのは「第二十四条第一項の認可」と、「助言」とあるのは「投資判断」と、第十四条中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、第十五条中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、同条第三号中「助言の内容及び方法」とあるのは「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項(投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部を第二条第四項第二号に規定する政令で定める者に再委任する場合における当該政令で定める者の名称及び当該再委任の範囲を含む。)」と、同条第五号中「事項(第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。)」とあるのは「事項」と、第十六条中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第一号中「当該顧客に対して助言を行つたもの」とあるのは「当該顧客から一任されて投資を行つたもの」と、第十八条中「顧客を相手方として又は当該顧客のために」とあるのは「顧客を相手方として」と、第十九条中「いかなる名目によるかを問わず」とあるのは「顧客のために証券取引を行う場合において、当該行為による取引の決済のために必要な場合を除くほか、いかなる名目によるかを問わず」と、第二十条中「貸付け」とあるのは「貸付け(証券取引法第百五十六条の三第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。)」と読み替えるものとする。

(業務に関する帳簿書類)

第二十四条 投資顧問業者は、総理府令で定めるところにより、有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づく投資判断に関する助言その他その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2} 6 (略)

7 この法律において「商品投資顧問業」とは、商品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

8 この法律において「商品投資顧問業者」とは、第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

(許可の取消し等)

第二十八条 主務大臣は、商品投資販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第一号から第四号まで(同項第二号については、第三十条の許可の取消しに係る部分及びこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三条の許可又は第八条第一項の有効期間の更新を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第四条第一項に規定する許可に付した条件に違反したとき。

四 商品投資販売業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

(商品投資顧問業者の許可)

第三十条 商品投資顧問業は、主務大臣の許可を受けた株式会社(外国法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものに限る。)でなければ、営むことができない。

(準用規定)

第四十四条 第二章第三節の規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第二十八条中「第三条」とあるのは、「第三十条」と、同条第一号中「第六条第一項第一号から第四号まで」とあるのは、「第三十二条第二項第一号から第四号まで」と、「第三十条」とあるのは、「第三条」と、同条第二号中「第八条第一項」とあるのは、「第三十三条において準用する第八条第一項」と、同条第二号中「第四条第一項」とあるのは、「第三十三条において準用する第四条第一項」と読み替えるものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)(抄)

第四十六条 第十一条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の規定による命令に違反した者

一の一 第十二条の二の規定による命令に違反した者

一の三 第十二条の四第一項の規定による命令に違反した者

- 一 〇四 第十二条の六の規定による命令に違反した者
- 二 第十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 三 第十八条の規定による命令に違反した者
- 四 第十九条の規定による命令に違反した者
- 五 第二十一条の規定による命令に違反した者
- 六 第二十三条の規定による命令に違反した者
- 七 第二十六条の規定による命令に違反した者
- 八 第二十七条の規定による命令に違反した者
- 九 第三十条の規定による命令に違反した者
- 第四十九条 第十五条第五項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第五十条 第三十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「不動産特定共同事業契約」とは、次に掲げる契約（予約を含む。）であつて、契約（予約を含む。）の締結の態様、当事者の関係等を勘案して収益又は利益の分配を受ける者の保護が確保されていると認められる契約（予約を含む。）として政令で定めるものを除いたものをいう。

一（略）

二 当事者の一方が相手方の行う不動産取引のため出資を行い、相手方がその出資された財産により不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる利益の分配を行うことを約する契約

三（略）

4 この法律において「不動産特定共同事業」とは、次に掲げる行為で業として行うものをいう。

一 不動産特定共同事業契約を締結して当該不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引から生ずる収益又は利益の分配を行う行為（前項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約若しくは同項第四号に掲げる不動産特定共同事業契約のうち同項第一号に掲げる不動産特定共同事業契約に相当するもの又はこれらに類する不動産特定共同事業契約として政令で定めるもの）であつては、

業務の執行の委任を受けた者又はこれに相当する者の行つものに限る。()

二 不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介をする行為

5 この法律において「不動産特定共同事業者」とは、次条第一項の許可を受けて不動産特定共同事業を営む者をいう。

6 (略)

(不動産特定共同事業の許可)

第三条 不動産特定共同事業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所(本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置してその事業を営もうとする場合にあつては主務大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 (略)

(許可の取消)

第三十六条 主務大臣又は都道府県知事は、その第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不動産特定共同事業者に対し、同項の許可を取り消すことができる。

一 第六条第二号、第三号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第五号又は第六号に該当するに至つたとき。

二 第七条第一号又は第二号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三 不正の手段により第三条第一項の許可を受けたとき。

四 第四条第一項の規定により付された条件に違反したとき。

五 前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いつき、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

(信託会社等に関する特例)

第四十六条 (略)

2 不動産特定共同事業を営む特定信託会社等については、前項に規定する規定を除き、主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、第二十三条中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは、「第四十六条第三項又は第四項の届出」と、第三十八条中「第三十六条の規定による処分」とあるのは、「第四十六条第五項の規定による業務の停止の命令」とする。

3、5 (略)